

第2次能美市環境基本計画

2019 > 2028



市民が躍動し、次代へ継承する
環境にやさしい能き美しき都市

～世界にアピールする能美市の優れた環境～



2019年3月
能美市

目 次

はじめに

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の概要	2

第1章 能美市の現状と課題

1. 社会情勢の変化	3
2. 能美市の概況	5
3. 能美市の環境	8
4. 市民意向の動向	17
5. 課題の整理	26

第2章 望ましい将来環境像と施策方針

1. 望ましい将来環境像	27
2. 基本方針・基本施策	28
3. 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点と基本方針の関わり	29
4. 施策体系	30

第3章 施策の展開

基本方針1. 海山川の自然の恵みを守り育むまち（自然環境）	32
基本方針2. 安全で快適に暮らせるまち（生活環境）	39
基本方針3. 環境負荷を抑え、資源が循環するまち（循環型・低炭素社会）	45
基本方針4. 市民力、地域力を育むまち（教育、連携）	52

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制	58
2. 進行管理	59

参考資料

はじめに

1. 計画策定の趣旨

本市では 2009 年 5 月に能美市環境基本計画を策定し、「海山川の自然と人の暮らしが調和した環境都市」を望ましい将来像に掲げ、市民や各種団体、事業者、行政等の協働により各種施策を推進してきました。

これらの取り組みは、本市の豊かな自然と相まって、暮らしやすい環境づくりの一翼を担い、全国的にも住みよい自治体として高く評価されたと考えられます。

しかしながら、計画策定から約 10 年が経過し、社会情勢や市民・事業者意識が変化しているほか、2017 年には第 2 次能美市総合計画が策定され、本市のまちづくりは次のステップに移行しています。

そのため、本計画は、これまでの 10 年間の施策を見直すとともに、社会情勢や市民意向、第 2 次能美市総合計画を踏まえた新たな計画として策定します。



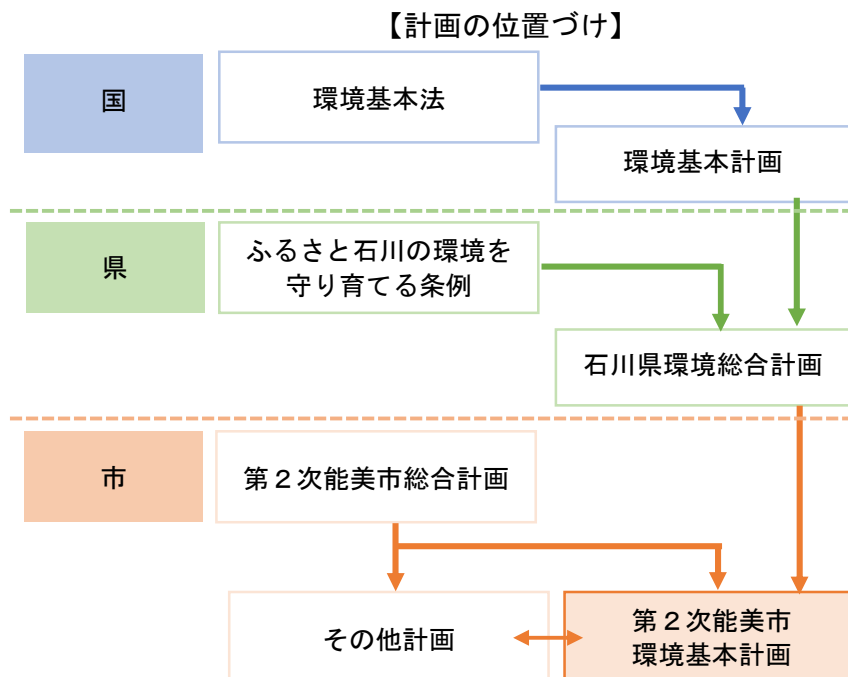
2. 計画の概要

計画の目的

本計画は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な視点に立って、目指すべき将来環境像と環境保全に向けた取り組みを示し、市民や各種団体、事業者、行政等が担うべき役割を明確にすることを目的とします。

計画の位置づけ

本計画は、第2次能美市総合計画における将来像「市民が躍動し、地域が輝く 能き美しきまちづくり～暮らしやすさを日本一、実感できるまち～」を実現するための環境行政のマスタープランとして位置づけます。



計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。ただし、社会情勢や科学技術、本市の環境問題等に大きな変化が生じた場合、適宜、見直しを行います。

計画の対象

本計画の対象地域は、能美市全域とし、地球環境から日常生活まで私たちを取り巻く幅広い環境を対象とします。



第1章 能美市の現状と課題

1. 社会情勢の変化

1) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取り組みの推進

2015年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においては、誰一人として取り残されることのない持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲットから構成された「持続可能な開発目標（SDGs）」が示されており、地球規模での取り組みが進められています。

わが国においては、内閣総理大臣を本部長とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、政府や地方自治体、企業等の役割を示す「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」が定められています。

2) パリ協定等を踏まえた地球温暖化対策の推進

わが国は、2015年に国連に提出した「日本の約束草案」やCOP21において採択された「パリ協定」を踏まえ、2016年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。同計画では、2030年度までに温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）するとの中期目標に向けた対策等が示されているとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガス排出量の削減を目指すことが位置づけられています。

3) 生物多様性の確保

2012年9月には、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、「生物多様性国家戦略 2012-2020～豊かな自然共生社会の実現に向けたロードマップ～」が策定され、自然共生社会の実現に向けた取り組みを進めることが示されています。

4) 地球温暖化を背景とした防災・減災意識の高まり

近年、地球温暖化の進行を背景とした気候変動により、局所的集中豪雨や大型台風等が頻発しています。洪水や土砂災害等の自然災害のほか、農林業への影響等が顕在化しており、防災・減災に対する意識が高まっています。

5) 持続可能な開発のための教育（E S D）の推進

現在、世界には環境や貧困、平和、開発等の様々な地球規模の課題が存在しています。これらの課題を解決し、持続可能な社会を創造していく担い手を育むため、一人ひとりが様々な課題を自らの問題として捉え、自分にできることを考え、実践（think globally, act locally）を通じて、課題解決につながる価値観や行動を生み出す教育が推進されています。

6) 循環型・低炭素社会の形成に向けたエネルギー政策等の展開

2011年に発生した東日本大震災を踏まえ、安全性を前提としたエネルギーの安定供給関連政策が進められているほか、2018年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、バイオマス資源のエネルギー利用等による循環型社会の形成など、様々な環境政策が展開されています。

私たちの身近な暮らしにおいても、エネルギー管理を行うHEMS導入住宅や高度な省エネルギー性能を有するZEH、低炭素性能に優れた次世代自動車の普及など、省エネ製品の高度化が進められているほか、クールビズやクールチョイス、プラスチックごみの削減に向けたレジ袋有料化の義務づけなど、環境にやさしいライフスタイルの定着に向けた取り組みが展開されています。

【環境政策の動向】

項 目	主な取り組み
低炭素社会の構築	・再生可能エネルギーの推進 ・エネルギー使用量の見える化 ・低炭素なライフスタイルへの転換（クールビズ等） 等
生物多様性の保全	・多様な主体の連携促進 ・生物多様性に関する教育、学習、体験の充実 ・生態系ネットワークの形成と保全・再生の推進 等
循環型社会の形成	・循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用 ・廃棄物の適正な処理 ・循環産業の育成 等
大気・水・土壌環境等の保全	・環境基準の設定、見直し ・大気環境の監視、観測体制の整備 ・地下水保全、土壌汚染対策 等

出典：環境白書

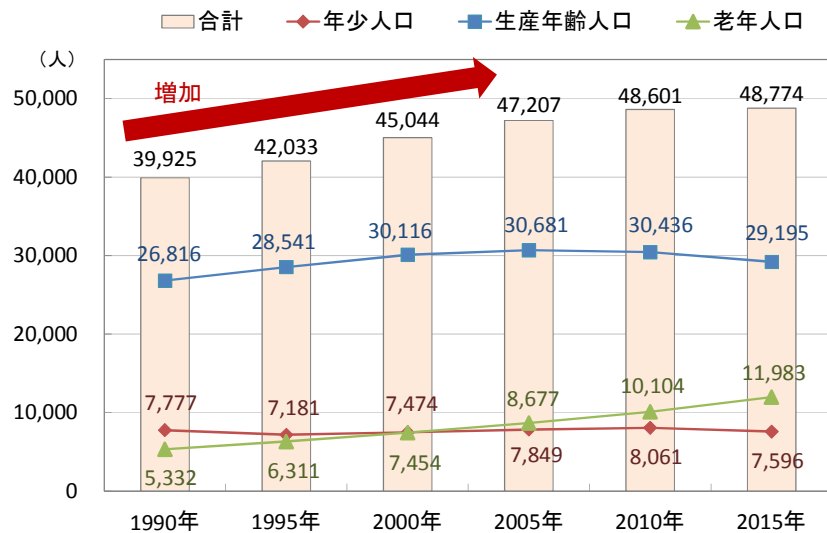


2. 能美市の概況

1) 人口

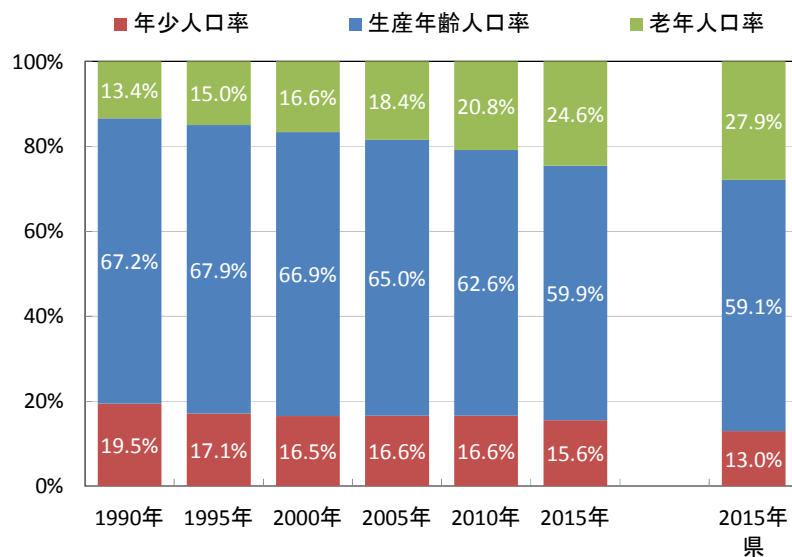
2015年の本市の総人口は約4.9万人と増加傾向にありますが、老年人口率は24.6%と高齢化が進行しています。

【人口の推移】



出典：国勢調査

【年齢3区分別人口割合の推移】



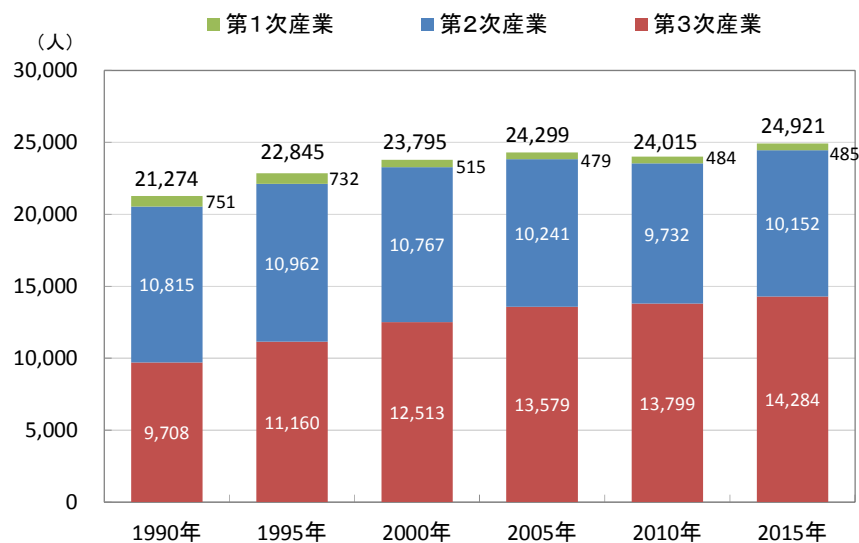
出典：国勢調査

2) 産業

産業別人口は増加しつつも、第1次産業は減少傾向、第2次産業は横ばい傾向、第3次産業は増加傾向にあります。

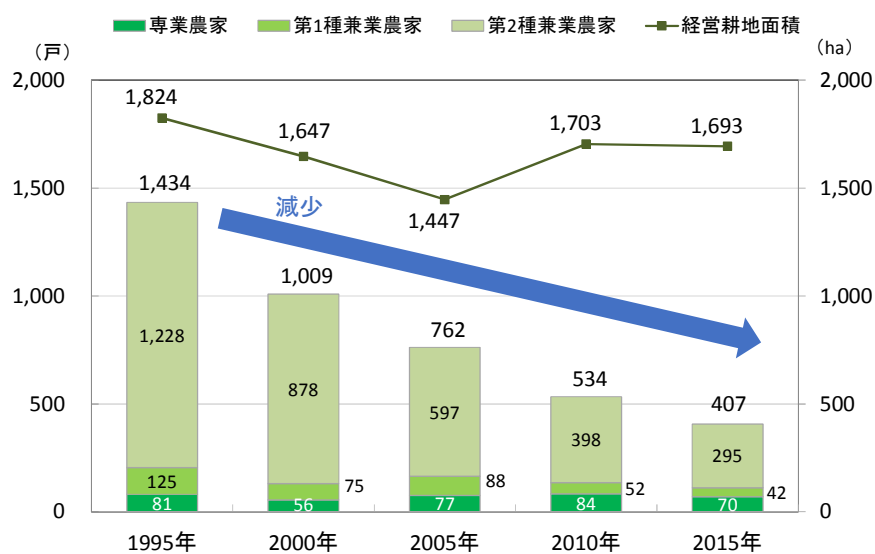
第1次産業において、農家数は減少していますが、経営耕地面積は維持され、大規模経営化が図られています。

【産業別人口の推移】



出典：国勢調査

【第1次産業（農家数・経営耕地面積の推移）】



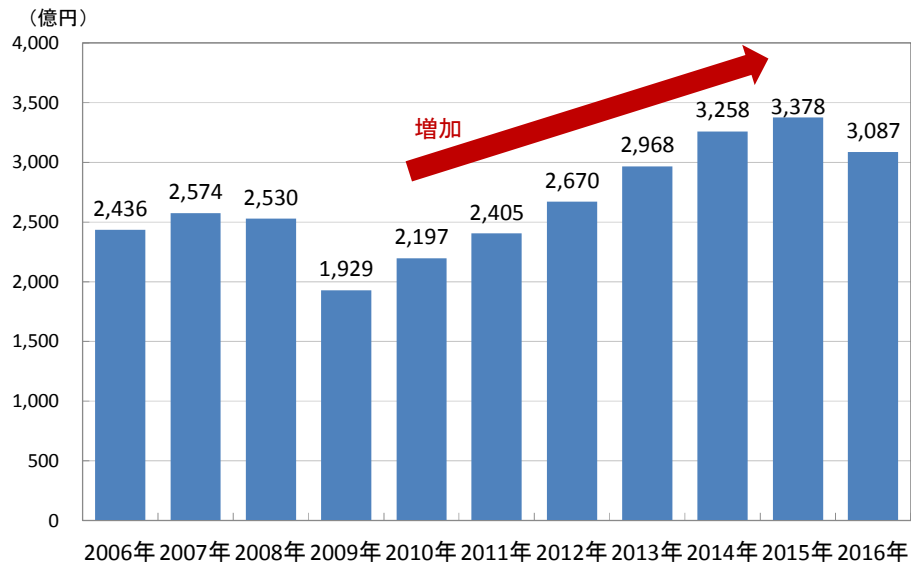
出典：農林業センサス



第2次産業において、2008年のリーマンショックの影響により2009年の製造品出荷額は大きく減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。

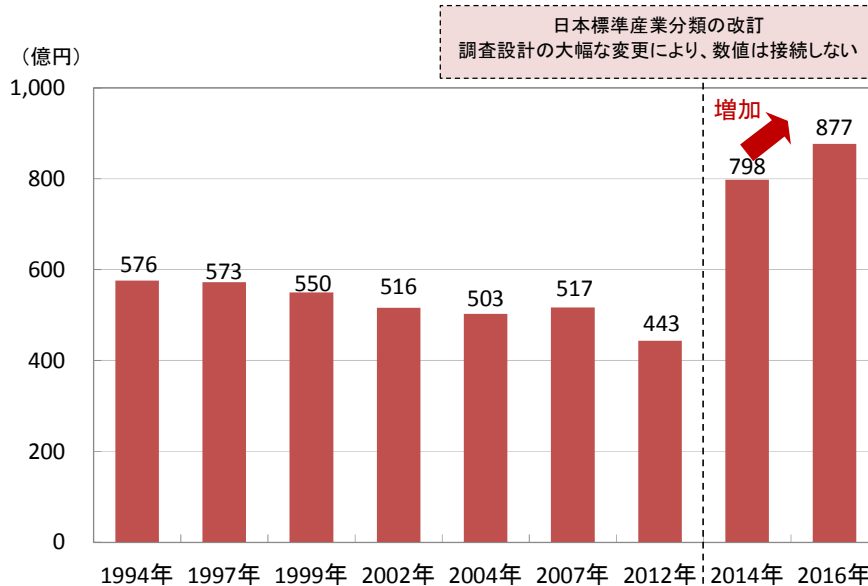
第3次産業において、年間商品販売額は2012年まで減少傾向にありましたが、それ以降は増加傾向にあります。

【第2次産業（製造品出荷額の推移）】



出典：工業統計、経済センサス（活動調査）

【第3次産業（小売業及び卸売業の年間商品販売額の推移）】



出典：事業所企業統計調査、経済センサス（基礎調査）、経済センサス（活動調査）

※日本標準産業分類の改訂及び調査設計の大幅変更を行ったことに伴い、2014年以降の数値は過去の数値と接続していない

3. 能美市の環境

1) 自然環境

本市の西部には、日本海を望む白砂青松の美しい海岸線があり、中央部には標高2,702mの霊峰白山から流れ出る手取川に培われた肥沃な扇状地があり、そして東部には白山山系に連なって美しい稜線を描く能美丘陵があつて、海・山・川・平地の自然に恵まれた豊かな地勢や景観を有しています。

本市の里山等の自然地には、絶滅危惧種等も含め、多種多様な動植物が生息生育していますが、高齢化や担い手不足等による荒廃が見られます。また、ミドリガメ、ブルーギル、ハクビシン等の外来生物の侵入により、地域固有の生態系への悪影響や市民生活及び農作物への被害が懸念されます。

【市内の主な植生】

項 目	主な植生	写真
海岸部	・ハマナス群落 ・はくしやせいしょう白砂青松の砂浜（そなれまつ磯馴松、クロマツ） ・ハマニガナ、ハマエンドウ等の海浜植物 ・クサスギカズラ、ハマボウフウ等の希少植物 等	 ハマナス群落
手取川沿岸部	・木本 101 種、草本 241 種（和佐谷地内） →絶滅危惧種はアブラチャン、ナニワズ、ヒメニラ、イブキシダなど、17 種が確認 ・木本 34 種、草本 145 種（上清水地内） →帰化植物は 46 種が確認 2008 年調査結果	 ナニワズ
山間部	・ヤマグワ ・スダジイ ・タブ ・ウラジログシ ・ケヤキ ・ハンノキ	 ヤマグワ
その他 しゃそうりん (社叢林)	・クロマツ（浜開発町 八幡神社） ・エノキ（福島町 日吉神社） ・タブノキ群（西二口町 春日神社） ・ネジキ（宮竹町 日吉神社） ・ハウノキ、スギ等（坪野町 八幡神社）等	 クロマツ（浜開発町）



【市内の主な動物】

項 目	主な動物	写真
哺乳類	モグラ：ヒミズ、アズマモグラ、コウベモグラ コウモリ：キクガシラコウモリ、アブラコウモリ サル：ニホンザル ネコ：タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、 アライグマ、ツキノワグマ、ハクビシン ウシ：イノシシ、ニホンジカ、ニホンカモシカ ネズミ：ニホンリス、ムササビ、アカネズミ ウサギ：ノウサギ 等 能美市ほにゅう類図鑑 2012	 ニホンカモシカ
鳥 類	・46 科 187 種類 「いしかわレッドデータブック」の絶滅危惧Ⅰ類 またはⅡ類に指定されているミゾゴイ、ブッポウ ソウは、辰口町史（1983）の記録以降、未確認 能美市野鳥ガイド 2009	 ミゾゴイ
魚 類	・トミヨ、タイリクバラタナゴ、ヌマツム、ニゴ イ、スズキ、ブルーギル、ジュズカケハゼ等の 40 種の淡水魚 2010 年標本調査（市全域）	 トミヨ
両生類 爬虫類	＜両生類＞ ・有尾目：イモリをはじめとした5種 ・無尾目：ヒキガエル、アマガエル等の10種 ＜爬虫類＞ ・カメ目：イシガメをはじめとした3種 ・有鱗目：ヤモリやトカゲ、カナヘビ等の8種 2005～2007 年時点	 ニホンアマガエル
昆虫	・14 目 548 種類 トンボ目：ハッチョウトンボ、ハラビロトンボ、 ルリイトトンボ チョウ目：オオチャバネセセリ、ヒメシロテン コヤガ ・その他：オオヒョウタンゴミムシ、ガムシ 能美のこん虫観察 2011	 ルリイトトンボ

2) 生活環境

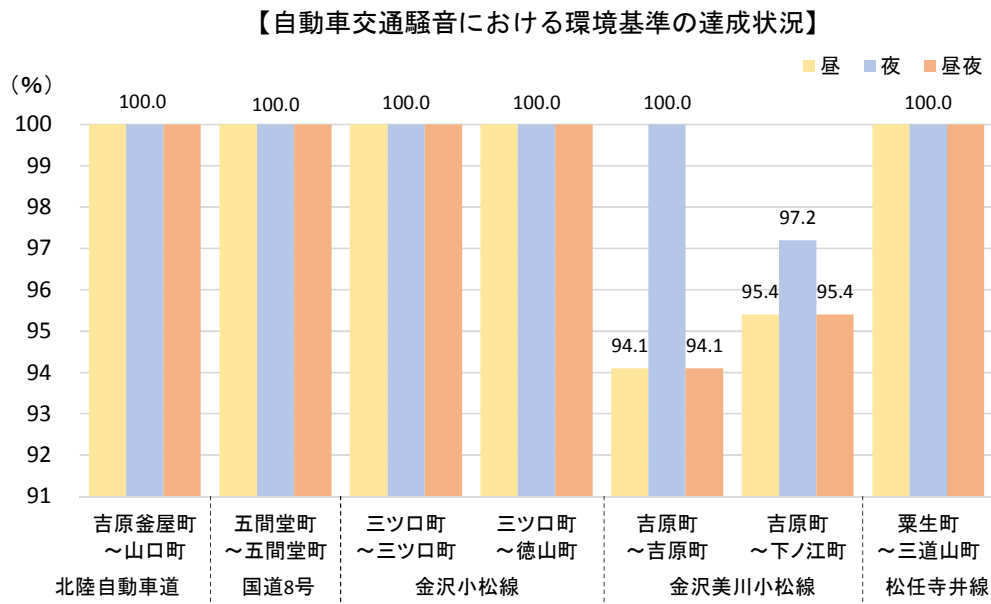
(1) 大気環境

大気環境（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）は環境基準を満たしています。自動車交通騒音は一部区間で環境基準達成率が100%未満となっていますが、概ね基準を満たしています。

【大気環境基準の達成状況】

二酸化硫黄 (SO₂) ＜基準＞ 1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、かつ、 1時間値が0.1ppm以下である こと。	
二酸化窒素 (NO₂) ＜基準＞ 1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmまでの ゾーン内又はそれ以下である こと。	
浮遊粒子状物質 (SPM) ＜基準＞ 1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、 1時間値が0.20mg/m³以下で あること。	

出典：平成29年度環境大気調査報告書



出典：平成 28 年度石川県環境白書（資料編）

※達成状況は評価区間の沿線にある住居等の戸数に対する環境基準達成戸数の割合

＜道路に面する地域の環境基準の基準値＞

地域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60 デシベル以下 (70 デシベル以下)	55 デシベル以下 (65 デシベル以下)
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する 道路に面する地域および C 地域のうち車 線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下 (70 デシベル以下)	60 デシベル以下 (65 デシベル以下)

※（ ）内は、幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値(特例)

第2次能美市環境基本計画

(2) 水質環境

水質（河川BOD）は、辰口橋にて測定されており、過去5年間基準値を満たし、下水道普及率は90%以上と高くなっています。

【水質環境基準達成状況（BOD）】

環境基準類型 あてはめ水域名	指定年度	測定地点名	基準値	2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
				75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定	75%値	判定
手取川中流域	S49	辰口橋	2.0	0.6	○	0.5	○	0.6	○	0.8	○	0.6	○

出典：平成29年度公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書

※75%値：測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて75%に該当する値。
75%水質値が当該地点に設定されている環境基準値以下である場合に、環境基準に適合していると評価されます

【下水道普及率】

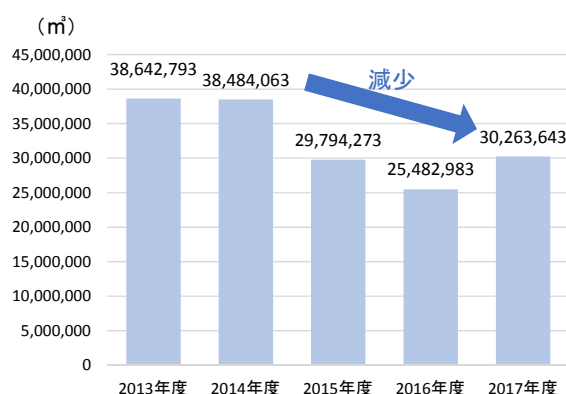
	処理区域内普及率	処理区域内水洗化率
公共下水道	99.9%	92.3%
農業集落排水	100.0%	98.1%

出典：能美市統計書

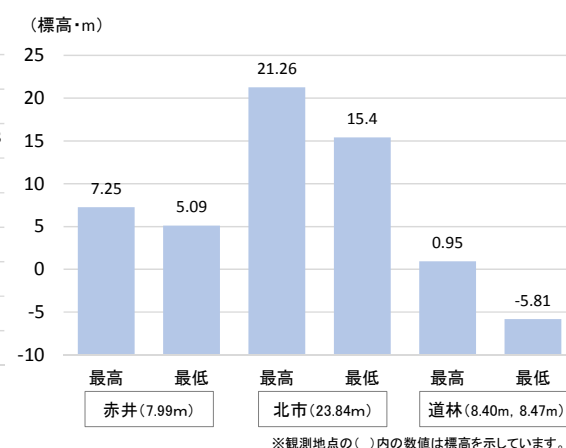
(3) 地下水

地下水揚水量は、近年減少傾向にあり、2017年度の内訳を見ると、工業用が約52%、水道用が約42%となっています。また、地下水位においては観測地点の標高から10m以上低くなる地点もあり、工場や住宅地の立地、工場の稼働が進んだ場合、さらなる水位低下等が懸念されます。

【市内地下水揚水量の推移】



【市内観測地点における地下水位 (2017年度)】



【地下水揚水量の用途別割合 (2017年度)】

	工業用	水道用	農業用	消雪用	建築物用	総計
揚水量 (m³)	15,585,012	12,654,044	329,570	590,402	1,104,615	30,263,643
用途別割合	51.5%	41.8%	1.1%	2.0%	3.6%	100.0%

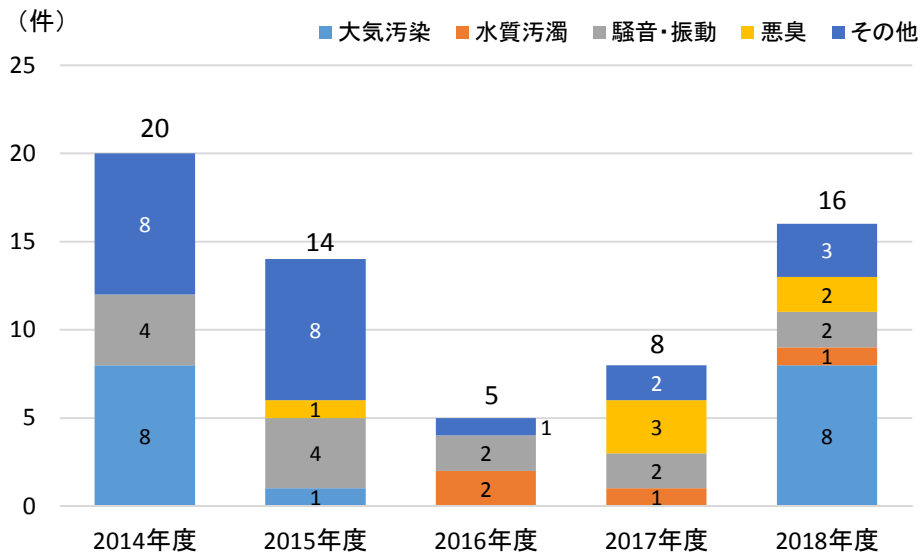
出典：平成29年度石川県地下水保全対策調査報告書



(4) 公害苦情件数

過去5年間における公害苦情件数は、「大気汚染」や「騒音・振動」「その他」に関する苦情が寄せられています。「企業の生産活動に由来する事項」に比べ「市民の日常生活に由来する事項」がやや多くなっており、行政から指導等を行い、是正に努めています。

【公害別苦情件数の推移】



<その他の主な内容>

- ・事業所からの油の流出
- ・不法投棄

出典：能美市統計書

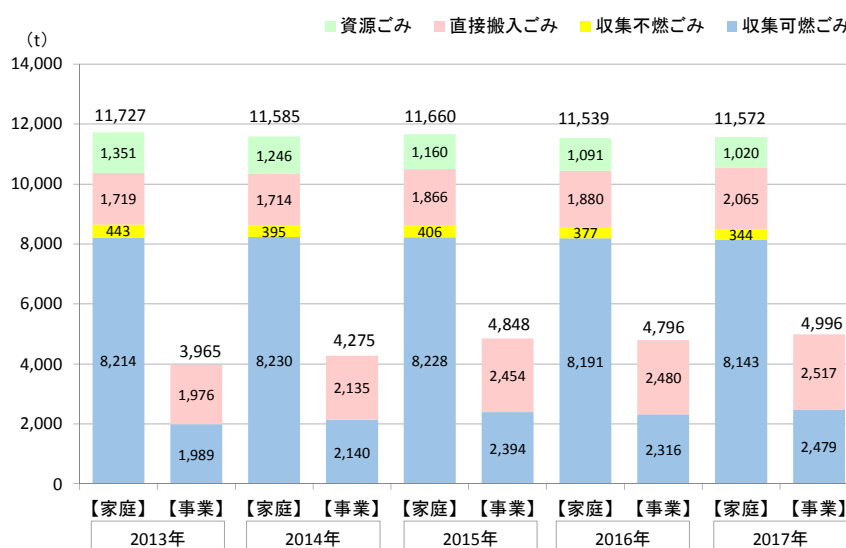
項目	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	合計
企業の生産活動に由来	8	6	3	5	5	27
市民の日常生活に由来	12	8	2	3	11	36

3) 循環型・低炭素社会

(1) 廃棄物処理

廃棄物処理量は微増傾向にありますが、資源物においては、民間事業所における収集の拡大に伴い、市における処理量が減少しています。一方、収集ごみは、北陸新幹線金沢開業の影響等による企業誘致や活発な事業活動が増加の要因として考えられ、直接搬入ごみは、剪定枝や草等の野焼き禁止による搬入量の増加、手取川上流の国有林の斜面崩落による残土及び火災による罹災ごみの発生により、処理量が増加しています。

【廃棄物処理量の推移】

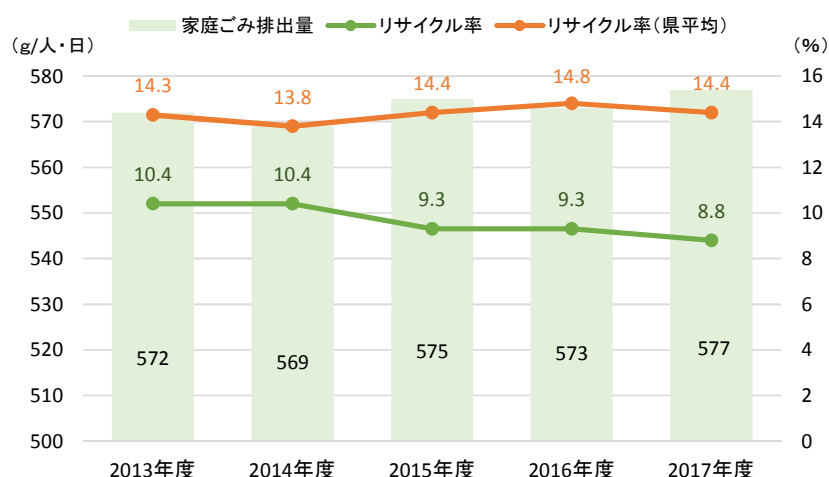


出典：能美市統計書

(2) 家庭ごみ排出量とリサイクル率の推移

1人1日当たりの家庭ごみ排出量は570g前後で推移し、横ばい傾向にありますが、リサイクル率は低下しており、県平均と比較しても低い状況が続いています。

【家庭ごみ排出量とリサイクル率の推移】



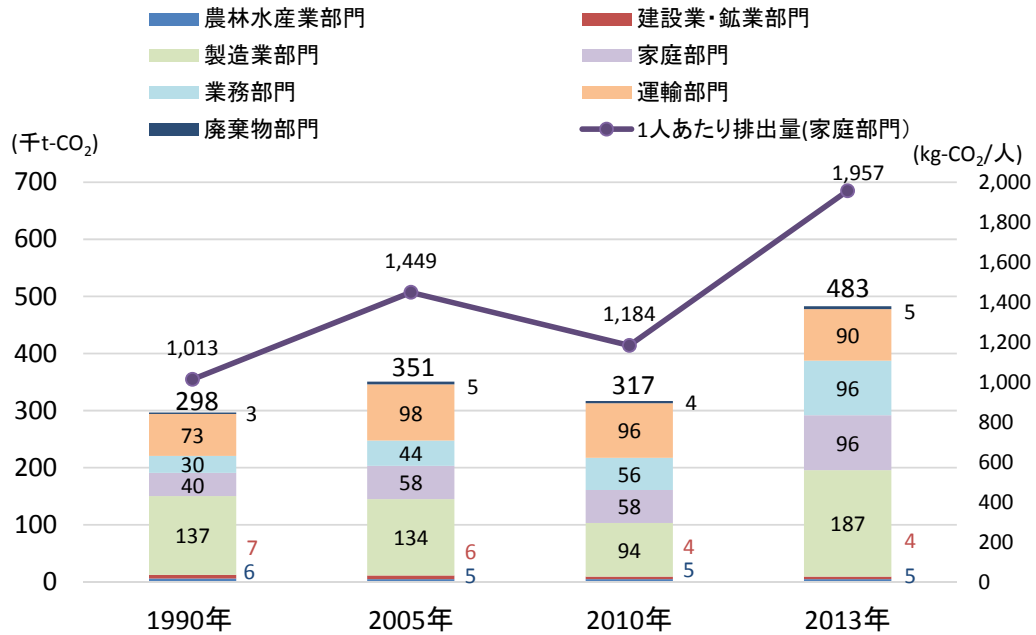
出典：石川の廃棄物処理（一般廃棄物）



(3) 二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量の推移を見ると、2011 年の東日本大震災後の原子力発電停止による火力発電への転換の影響によって、総排出量は 2010 年までは横ばい、2013 年は増加し、家庭部門における 1 人当たりの排出量は約 1,960kg となっています。

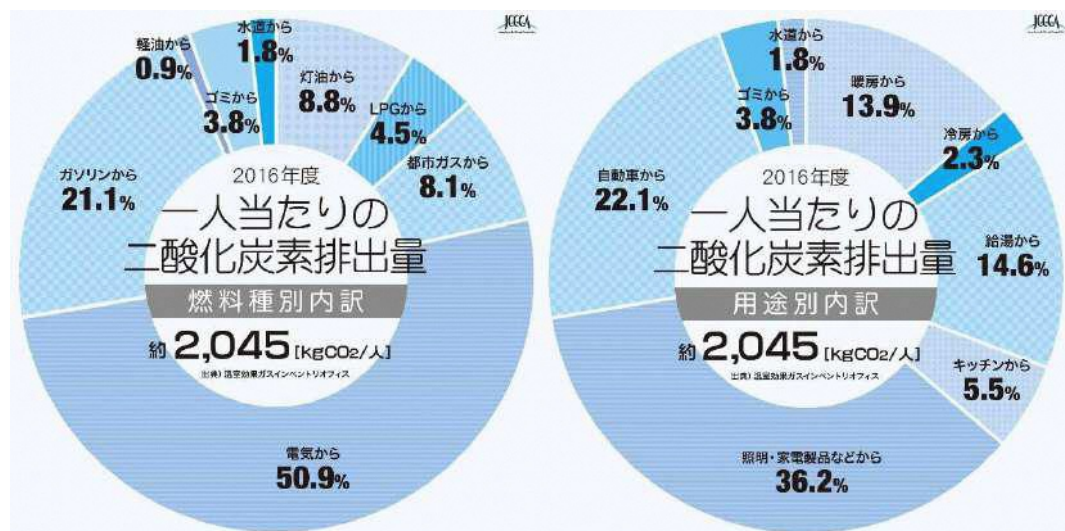
【部門別二酸化炭素排出量の推移】



出典：環境省・自治体排出量カルテ（按分法）

参考) 日本の一人当たりの二酸化炭素排出量 (2016 年度 家庭部門)

- ・2016 年度の家庭部門における日本の一人当たりの二酸化炭素排出量は、2013 年度の本市の値とほぼ同じ数値となっています。
- ・燃料種別では「電気」「ガソリン」、用途別では「照明・家電製品など」「自動車」の割合が高くなっており、家電製品や自家用車の利用による二酸化炭素排出量が多いことがわかります。



出典：温室効果ガスインベントリオフィス

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

4) 環境保全活動

2007年4月「能美市民環境ネットワーク」が設立され、市民、事業者、行政等の協働による様々な環境保全活動が展開されています。

エコのみポイント事業や5Rの普及活動等を通して、環境問題に配慮した取り組みの実践を進めるほか、市民や関係機関が主体となった自然環境保全活動や省エネ活動、美化活動、環境教育等の取り組みが実施されています。

【環境保全活動の取り組み状況】

項目	取り組み内容
自然環境 保全活動	・いしかわ里山ポイント制度の実施（いしかわ里山づくり推進協議会） ・クロマツ林再生に向けた植樹、維持管理活動（市民） ・宮竹用水の保全活動（手取川宮竹用水土地改良区） ・ホタルやトミヨ、ハッチョウトンボ生息地の周知（市） ・特定外来生物（オオキンケイギク）の拡散防止の注意喚起（市）
美化活動	・河川美化活動（竹藪用水清掃作業、鍋谷川清掃作業）の実施（ハリンコ保存会、鍋谷川ファン倶楽部） ・クリーンデーの実施（市民） ・クリーン・ビーチいしかわ（クリーン・ビーチいしかわ実行委員会） ・美化活動に対する支援（能美市住環境美化推進補助金の交付等）の実施（市）
省エネ活動 5R活動	・エコのみポイント事業（市） ・ごみ分別徹底に向けたごみ収集日表示アプリ等の導入（市）
環境教育	・能美の里山自然学校の開催（能美の里山ファン倶楽部） ・里山ガイドハイク（能美の里山ファン倶楽部） ・いしかわ版環境ISO及びエコアクション21等の普及啓発（県） ・地産地消、食育活動の推進（市） ・市民環境講座や出前講座等の実施（市）



海岸清掃



里山ガイドハイク



4. 市民意向の動向

1) 市民アンケート

(1) 調査概要

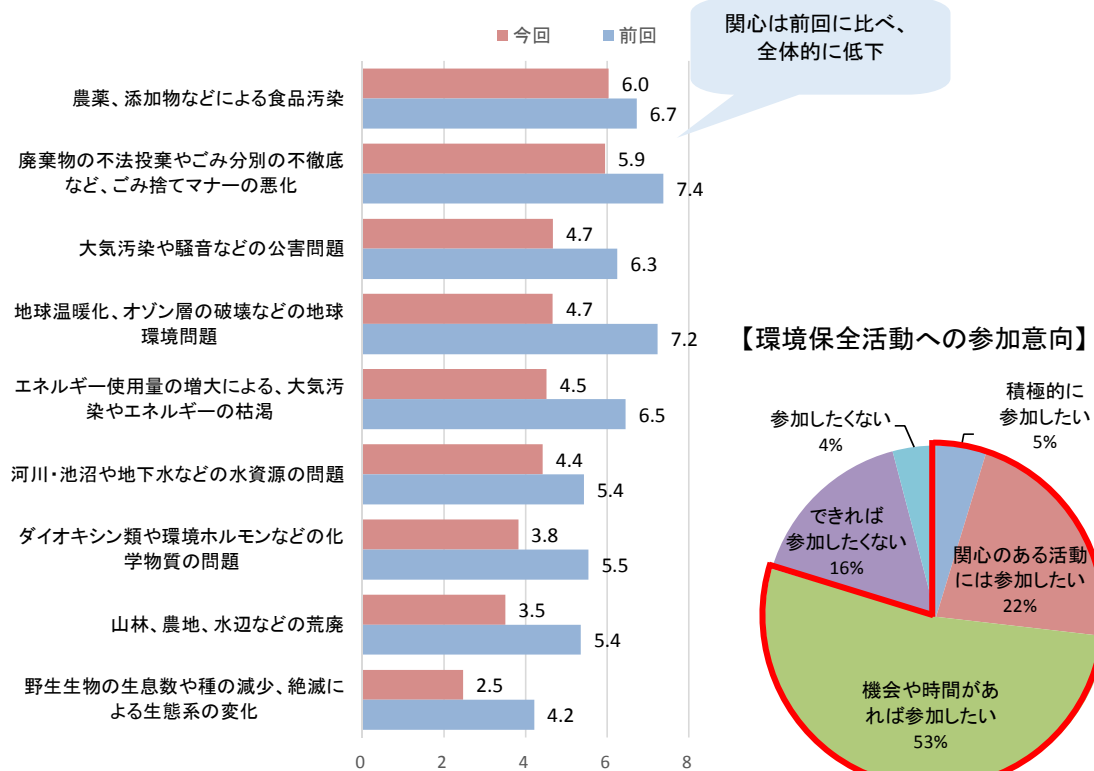
- ・目的：第2次能美市環境基本計画の策定に向けた基礎資料として、市民意見を把握するためにアンケート調査を実施しました。
- ・調査方法：能美市に居住する20歳以上の市民1,800名を対象に、調査票の郵送による配布、回収にて実施しました。
- ・実施期間：2018年1月31日～2月16日
- ・配布回収：配布1,800票、回収494票、回収率27.4%
- ・回答者の属性：年齢は「60歳以上」、性別は「女性」の回答が多くなっています。

(2) 主な調査結果

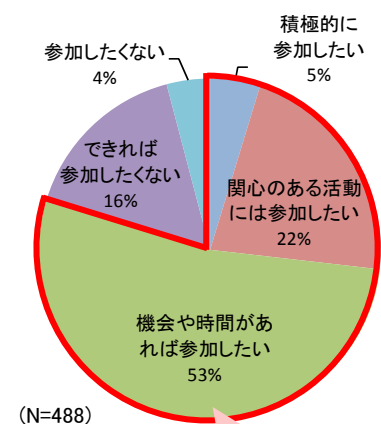
①環境問題への関心、環境保全活動への参加意向について

環境問題への関心の度合いは、10年前の前回調査時に比べ、全体的に低くなっているものの、回答した方の8割が環境保全活動に参加する意向を示しています。

【環境問題への関心】



【環境保全活動への参加意向】



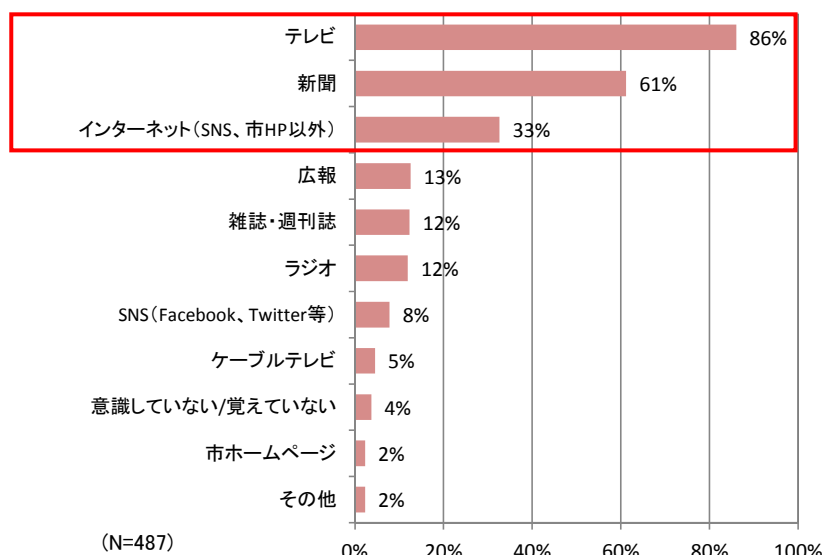
集計は各項目の関心度に重み付けを行い、その平均値を示しています
(大いに関心がある10点、少し関心がある5点、わからない0点、あまり関心がない-5点、全く関心がない-10点)

第2次能美市環境基本計画

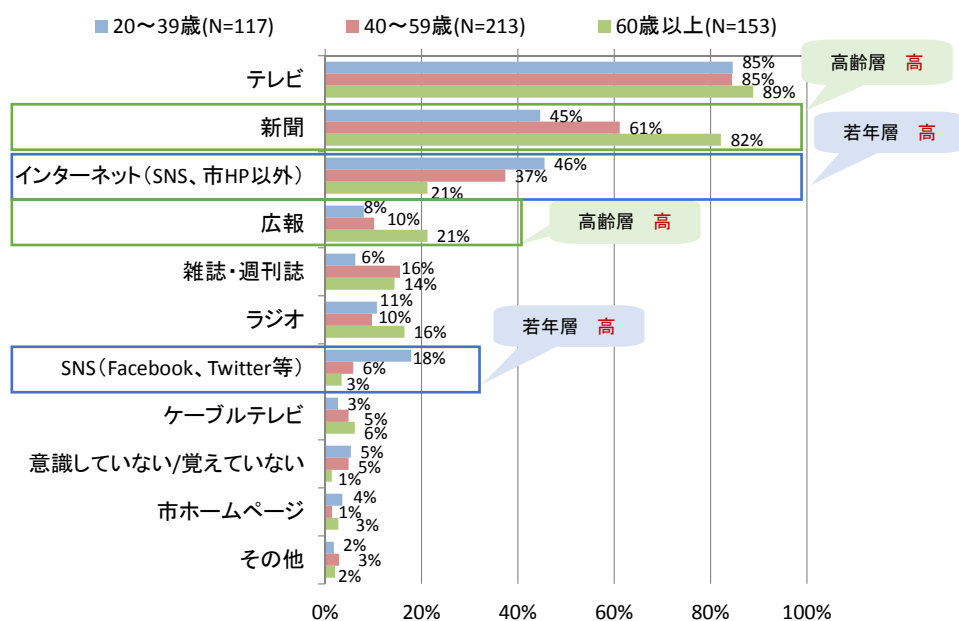
②環境保全に関する情報の取得媒体

環境保全に関する情報の取得媒体は「テレビ」「新聞」「インターネット」が高い割合を占め、特に若年層は「インターネット」、高齢層は「新聞」や「広報」が他の年代に比べ、高くなっています。また、得たいと思う環境保全に関する情報は、環境にやさしい身近な取り組みやエコな暮らし等に関する情報等が挙げられています。

【情報源（全体）】



【情報源（年代別）】



<得たいと思う環境保全に関する情報>

- ・環境にやさしい身近な取り組みに関する情報
- ・エコな暮らしのための情報
- ・リサイクルやごみ処理の状況に関する情報
- ・市の取り組みに関する情報
- ・環境保全活動に関する情報
- ・現在までの推移や将来予測に関する情報 等
- ・環境教育やイベントに関する情報
- ・環境問題に関する情報
- ・エネルギーの状況に関する情報
- ・食品に関する情報（添加物や食品ロス）
- ・里山や海等の環境保全に関する情報

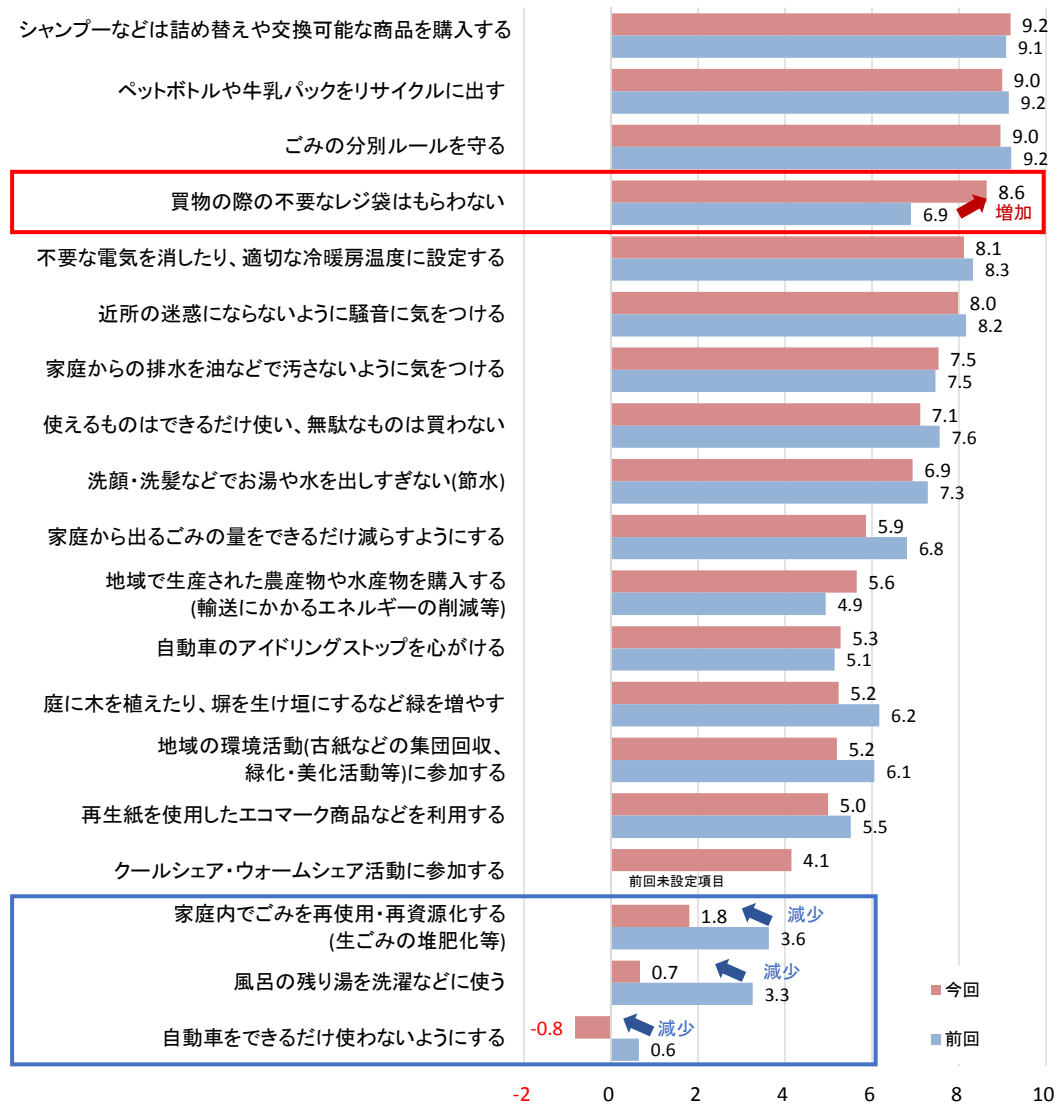


③家庭における取り組み

家庭における取り組みは、10年前の前回調査時に比べ、「買物の際の不要なレジ袋はもらわない」は増加し、生活上のメリットが感じられる取り組みやレジ袋有料化等の社会情勢の変化が起因し、多くの取り組みが定着していると想定されます。

一方、「家庭内でごみを再使用・再資源化する（生ごみの堆肥化等）」や「風呂の残り湯を洗濯などに使う」「自動車をできるだけ使わないようにする」は大きく減少しています。

【家庭における取り組み状況】



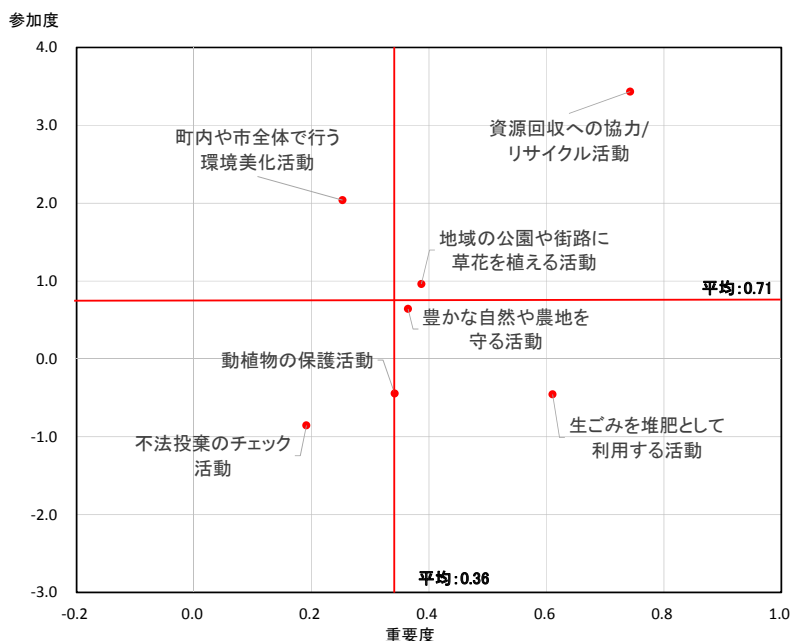
第2次能美市環境基本計画

④地域活動への参加意向と特に重要と思う活動

地域活動への参加意向が高く、特に重要と思う活動は、「資源回収への協力/リサイクル活動」「地域の公園や街路に草花を植える活動」が挙げられています。

重要度が高く、参加意向が低い活動には「豊かな自然や農地を守る活動」「生ごみを堆肥として利用する活動」が挙げられています。

【地域活動への参加意向と特に重要と思う活動の関係】



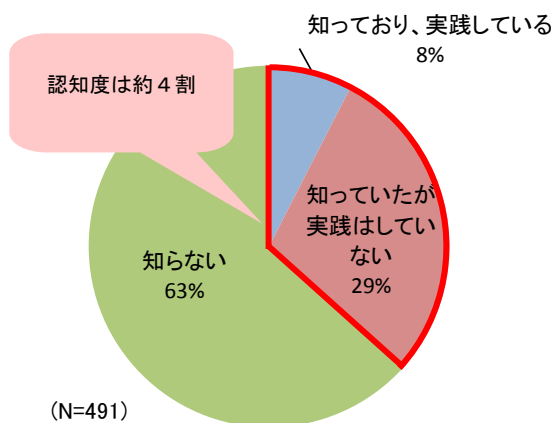
参加度は各項目の参加意向に重み付けを行い、その平均値を示しています
(積極的に参加 10 点、たまに参加 5 点、どちらともいえない 0 点、あまり参加したくない -5 点、全く参加したくない -10 点)

重要度は重要な項目に挙げられた回答割合を示しています

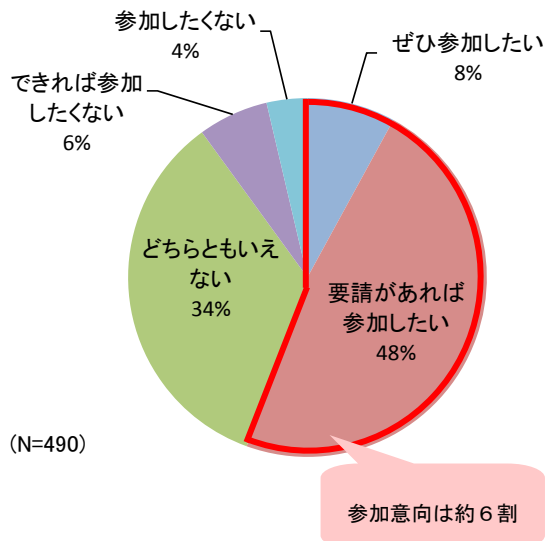
⑤エコのみポイント事業の認知度と参加意向

エコのみポイント事業については、認知度が約 4 割とやや低く、参加意向は 6 割とやや高くなっています。

【認知度】



【参加意向】





2) 中高生アンケート

(1) 調査概要

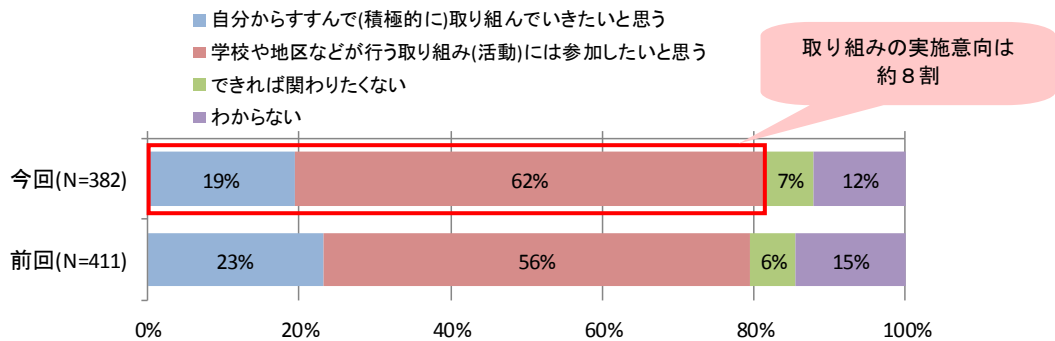
- ・目的：第2次能美市環境基本計画の策定に向けた基礎資料として、中高生意見を把握するためにアンケート調査を実施しました。
- ・調査方法：能美市内の3中学校（根上、寺井、辰口）、寺井高校に通学する生徒を対象に、調査票の直接配布、回収にて実施しました。
- ・実施期間：2018年1月31日～2月16日
- ・配布回収：配布399票、回収399票、回収率100.0%
- ・回答者の属性：根上中学校93人、寺井中学校105人、辰口中学校98人、寺井高校103人

(2) 主な調査結果

①環境にやさしい取り組みの実施意向

環境にやさしい取り組みに対する実施意向は約8割を占め、10年前の前回調査時から大きな変化はありません。

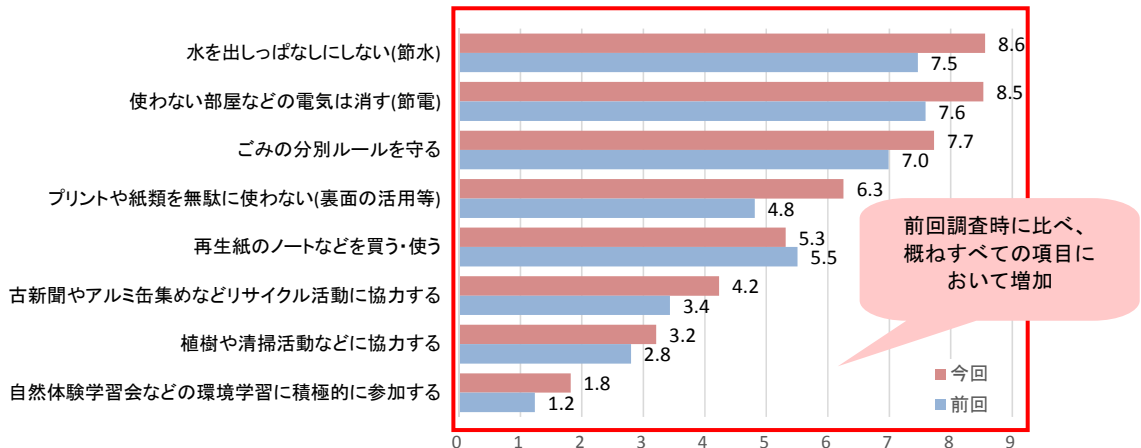
【環境にやさしい取り組みに対する実施意向】



②学校と家庭における環境保全活動の実施状況

学校及び家庭における環境保全活動の実施状況は、「風呂の残り湯を洗濯などに使う」以外の項目が前回調査時と比べ、同程度以上となっており、学校や家庭での取り組みが進んでいることがうかがえます。

【学校における環境保全活動の実施状況】

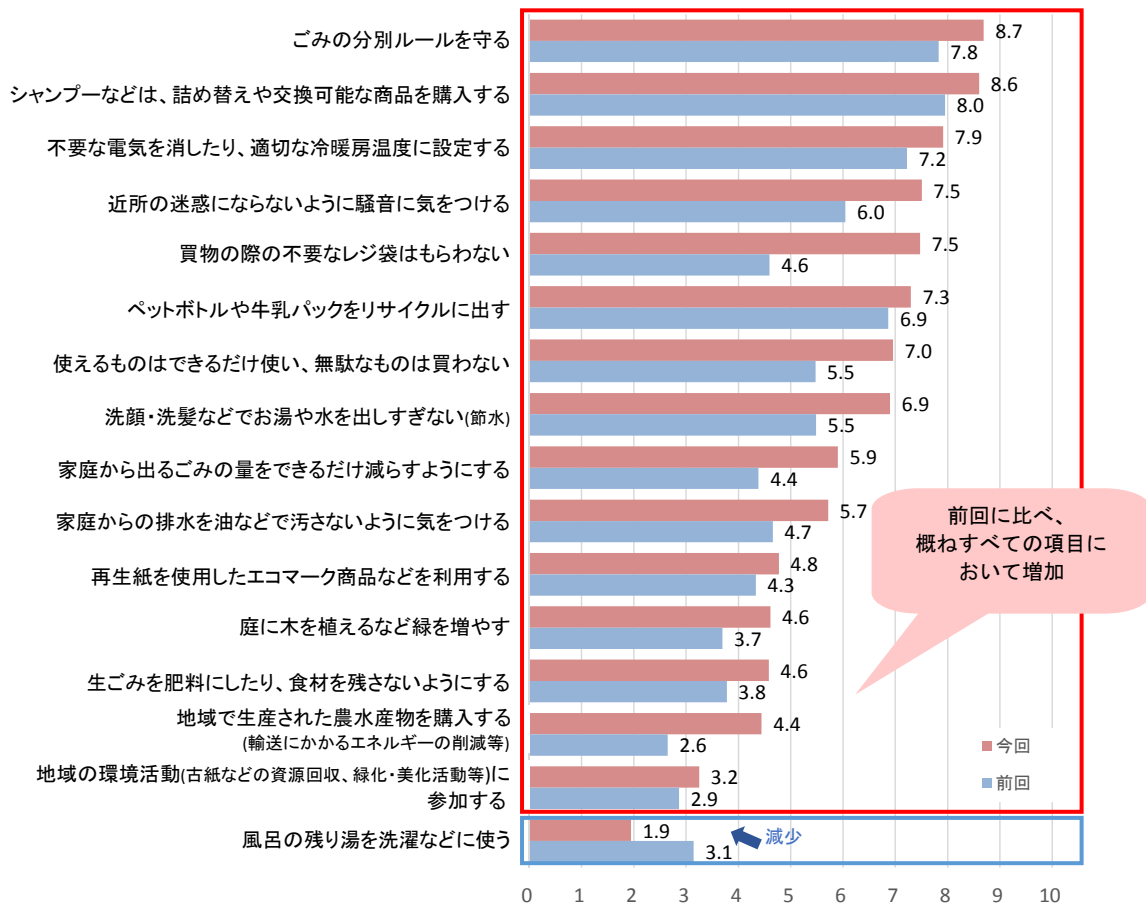


集計は各項目の関心度に重み付けを行い、その平均値を示しています

(すでに取り組んでいる10点、取り組めると思う5点、わからない0点、取り組めそうにない-5点)

第2次能美市環境基本計画

【家庭における環境保全活動の実施状況】



集計は各項目の関心度に重み付けを行い、その平均値を示しています

(すでに取り組んでいる 10 点、取り組めると思う 5 点、わからない 0 点、取り組めそうにない -5 点)

③残したい能美市の自然、歴史・文化

残したい能美市の自然、歴史・文化は、市を代表する誇りとなる資源や地域のつながりを感じられる資源が挙げられています。

【残したい能美市の自然資源、歴史・文化資源（上位5項目）】

順位	自然資源	主な理由	歴史・文化資源	主な理由
1位	手取川	身近にある、ふるさとを代表するものだから など	神社や寺	身近で大切な場所だから/遊び場や祭りの会場だから など
2位	海岸海	美しい海岸の環境を保全したいから など	辰口まつり	伝統的なお祭りだから/交流が深められるから など
3位	和田山	自然が美しい場所だから/歴史的な場所だから など	和田山等の古墳群	歴史が学べる場所だから/大切な資源だから など
4位	森樹木	気持ちがよく、好きな場所だから など	九谷茶碗まつり	九谷焼の文化を大切にしたいから/賑わいがあるから など
5位	山	動物や生き物のすみかだから など	根上り七夕まつり	賑わっているから/交流が深められるから など



3) 事業者アンケート

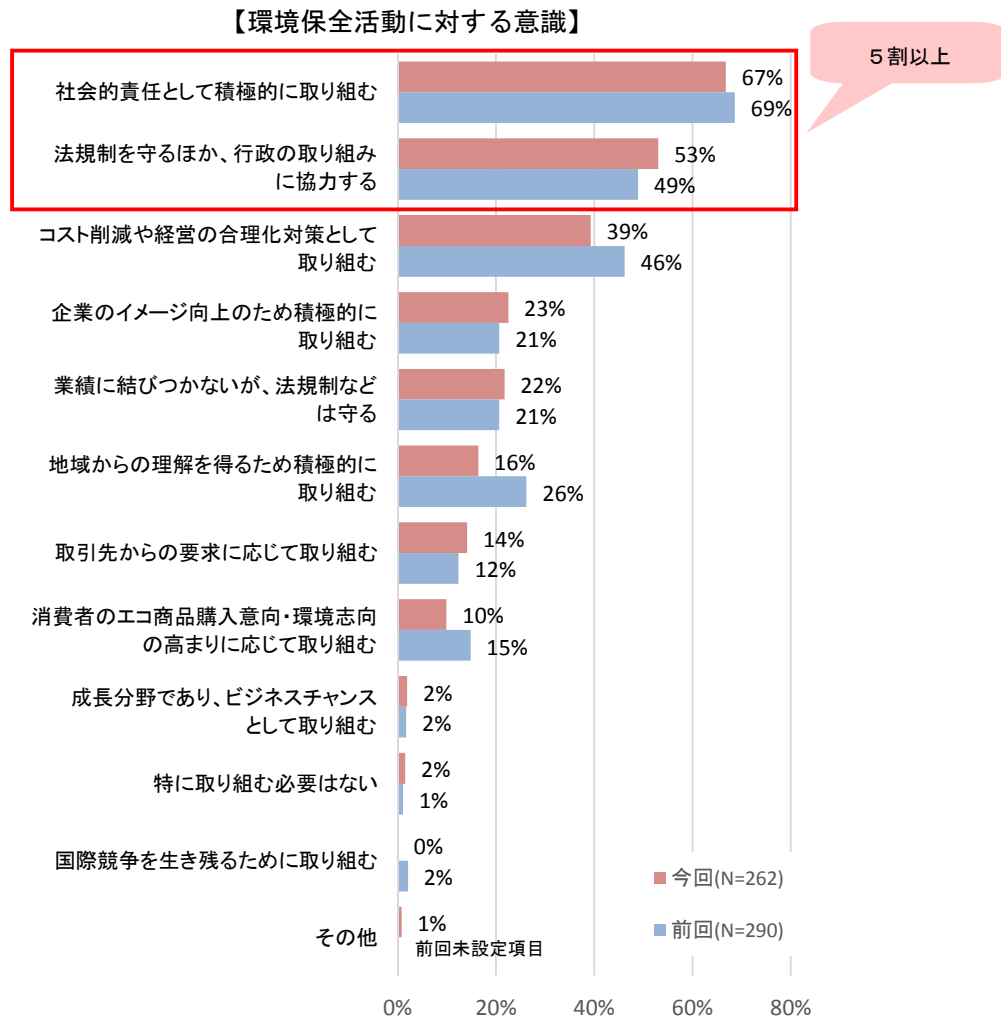
(1) 調査概要

- ・ 目的：第2次能美市環境基本計画の策定に向けた基礎資料として、事業者意見を把握するためにアンケート調査を実施しました。
- ・ 調査方法：能美市内の事業所 600 社を対象に、調査票の郵送による配布、回収にて実施しました。
- ・ 実施期間：2018 年 1 月 31 日～2 月 16 日
- ・ 配布回収：配布 600 票、回収 267 票、回収率 44.5%
- ・ 回答者の属性：企業規模は「従業員数が 20 人以下」、業種は「製造業」、「建設業」、「卸売小売業」、「サービス業」の回答が多くなっています。

(2) 主な調査結果

①環境保全活動に対する意識

事業者の環境保全活動に対する意識は、「社会的責任として積極的に取り組む」「法規制を守るほか、行政の取り組みに協力する」が5割以上と高くなっています。

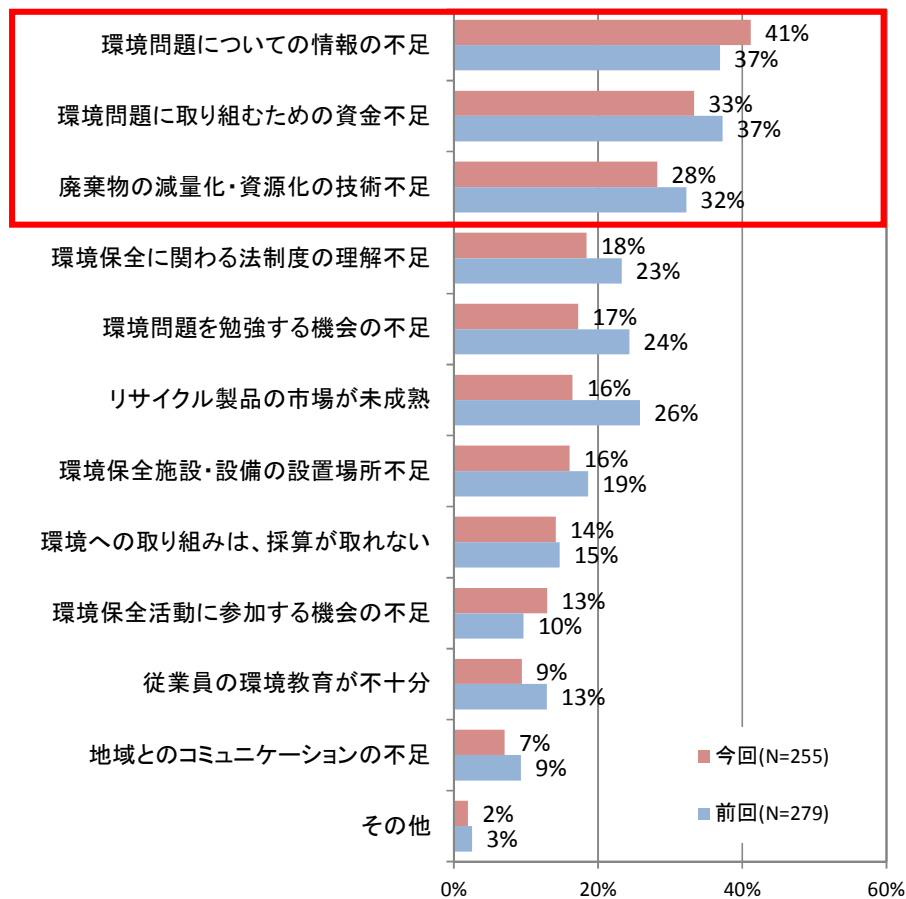


第2次能美市環境基本計画

②環境問題に取り組む際の障害

環境問題に取り組む際の障害には「環境問題についての情報の不足」「環境問題に取り組むための資金不足」「廃棄物の減量化・資源化の技術不足」の割合が高くなっています。

【環境問題に取り組む際の障害】



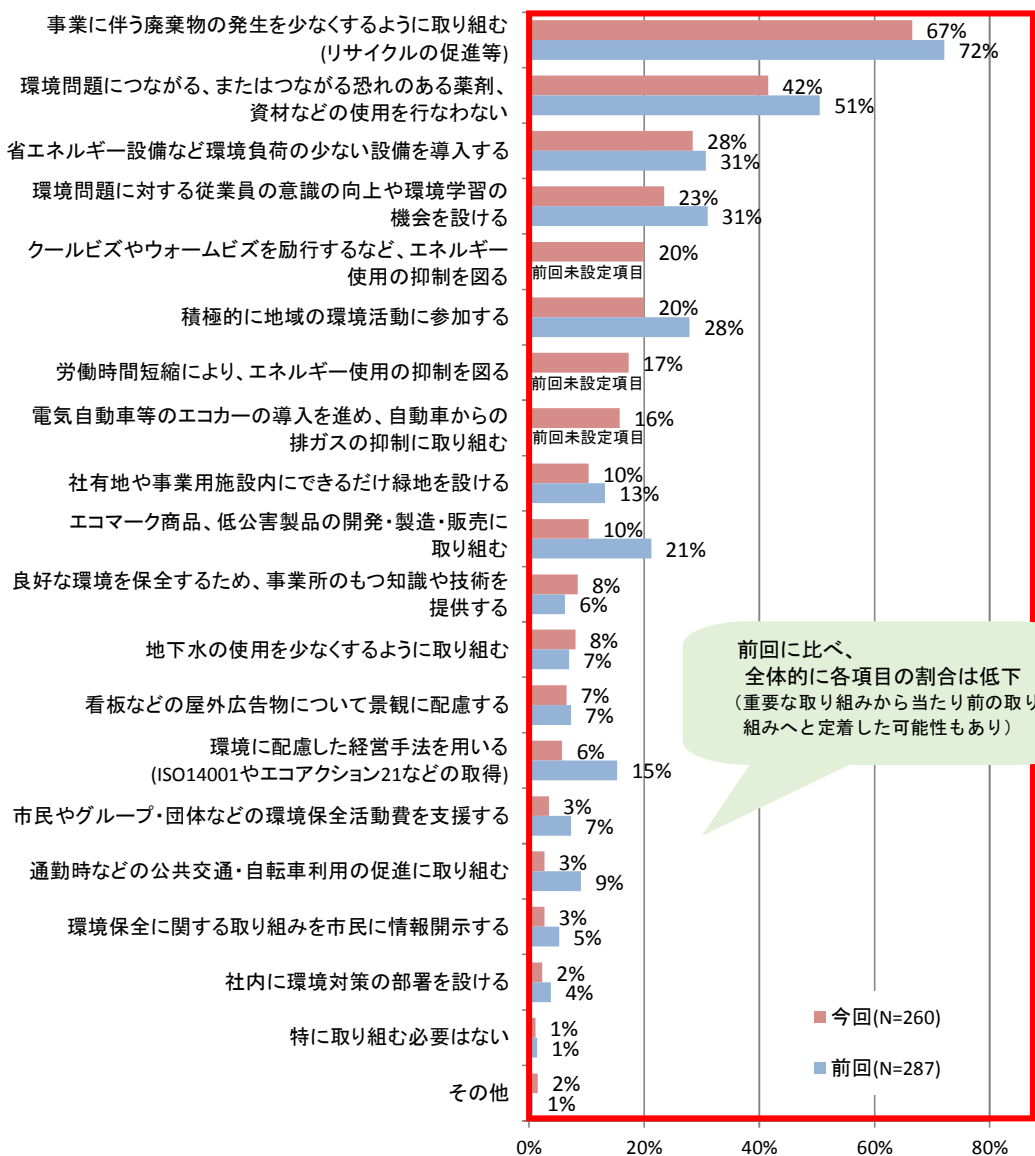


③今後、必要な環境問題への取り組み

今後、必要な環境問題への取り組みは、「事業に伴う廃棄物の発生を少なくするように取り組む」「環境問題につながる、またはつながる恐れのある薬剤、資材などの使用を行わない」が4割以上と高くなっています。また、金銭的な負担を要する「省エネルギー設備など環境負荷の少ない設備を導入する」も約3割を占めています。

10年前の前回調査時に比べ、全体的に各項目の割合は低くなっていますが、これらの取り組みが定着し、当たり前と認識された可能性も想定されます。

【今後、必要な環境問題への取り組み】





5. 課題の整理

◆社会情勢の変化

1) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取り組みの推進

①持続可能な世界の実現に向けた17のゴールが示され、世界規模でSDGsに向けた取り組みが進められている。

2) パリ協定等を踏まえた地球温暖化対策の推進

②2030年度までに温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）する中期目標に向けた対策が進められている。

3) 生物多様性の確保

③「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定され、自然共生社会の実現に向けた取り組みが進められている。

4) 地球温暖化を背景とした防災・減災意識の高まり

④局所的大雨による自然災害の頻発、農林業への影響などの認識から、防災・減災への意識が向上している。

5) 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

⑤一人ひとりが自ら考え、行動する担い手を育む教育が進められている。

6) 循環型・低炭素社会の形成に向けたエネルギー政策等の展開

⑥バイオマス利用や省エネルギー製品の開発、個人や企業の省エネ活動等が展開されている。

◆能美市の概況・環境

1) 自然環境

⑦海・山・川・平地の自然に恵まれた豊かな地勢、景観を形成している。

⑧高齢化や担い手不足等による里山等の荒廃や外来生物による生態系への悪影響、農作物への鳥獣被害等が懸念される。

2) 生活環境

⑨第2次、3次産業の事業活動が増勢にある中、大気、水質の環境基準を満たしている一方、公害に関する苦情が寄せられている。

3) 循環型・低炭素社会

⑩廃棄物処理量は増加傾向、1人1日当たりの家庭ごみ排出量は横ばい傾向、リサイクル率は低い状況が続いている。

⑪東日本大震災後の原子力発電停止等の影響により二酸化炭素総排出量が増加している。

4) 環境保全活動

⑫自然環境保全活動や美化活動、環境教育など、市民、事業者、各種団体、行政による協働の取り組みが展開されている。

◆市民意向の動向（アンケート調査）

1) 市民

⑬市民は環境保全活動への参加意向が高く、環境にやさしい身近な取り組みやエコな暮らし等に関する情報等を求めている。

⑭市で実施しているエコのみポイント事業の認知度は低い一方、参加意向はやや高くなっている。

⑮市民の参加意向と重要度が高い地域活動は、リサイクル活動や草花等の植栽活動となっている。

2) 中高生

⑯10年前に比べ、学校や家庭における環境保全活動の実施状況は概ねすべての項目で向上している。

⑰残したい資源には、市を代表する資源（手取川や海岸線、古墳群）や身近な暮らしに密接した資源（神社や寺、まつり）が挙げられている。

3) 事業者

⑱環境問題への意識は高く、環境保全活動が定着していると想定され、効果的な取り組み事例や国の補助メニュー情報など、活動をさらに推進するための情報提供、共有等を求めている。

◆課題の整理

＜自然環境の課題とキーワード＞

◇課題1：動植物の生息生育環境の保護・保全【①③⑧⑫】

（キーワード：生物多様性、希少動植物保護、外来生物対策、鳥獣対策、協働 等）

◇課題2：豊かな自然環境の保全・継承と利活用【①⑦⑧⑫⑰】

（キーワード：里山保全、海岸や水辺環境の保全、農林業の振興、協働 等）

＜生活環境の課題とキーワード＞

◇課題1：気候変動等に対応した安全の確保【①④⑪】

（キーワード：自然災害の頻発、農林業への影響、防災・減災対策 等）

◇課題2：個性的で魅力ある景観・資源の保全【①⑦⑫⑮⑰】

（キーワード：海岸線や丘陵地の景観、美化活動、植栽活動、古墳群等の歴史資源 等）

◇課題3：公害防止対策の継続【①⑨⑫】

（キーワード：環境基準の達成、継続監視・指導、公害苦情対策、協働 等）

＜循環型・低炭素社会の課題とキーワード＞

◇課題1：資源の効率的な利用促進【①⑥⑩⑫】

（キーワード：バイオマス利用、廃棄物処理量の抑制、リサイクル、協働 等）

◇課題2：温室効果ガスの排出抑制【①②⑥⑪⑫⑭】

（キーワード：二酸化炭素排出量、省エネ活動、協働、エコのみポイント事業の改善 等）

＜環境活動の課題とキーワード＞

◇課題1：環境保全意識のさらなる向上【①⑤⑬⑮⑱】

（キーワード：持続可能な開発のための教育、活動をさらに促進する情報発信 等）

◇課題2：活動を促進するネットワーク形成【⑫⑮⑱】

（キーワード：協働、国や事業者等の関係機関との連携、情報共有 等）

上記の【 】内は関連項目の番号を示しています



第2章 望ましい将来環境像と施策方針

1. 望ましい将来環境像

本市の「能美」という名は、平安時代の前期、弘仁14年（823年）に加賀国が立国した際、新しい行政区画として生まれた加賀国能美郡に由来します。「能美」とは、「物事を成し得るすばらしい力と美しい自然環境のある地」と解釈でき、日本海や白山、緑多き里山・里地を眺望して「美しき能国（よきくに）」から「能美」としたものと考えられます。

しかしながら、近年の地球温暖化の進行を背景とした異常気象やそれに伴う自然災害等の頻発、東日本大震災やパリ協定を踏まえたエネルギー政策の展開など、本市の環境を取り巻く情勢は大きく変化しています。

また、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における「持続可能な開発目標（SDGs）」には、環境に関する目標も定められており、誰一人として取り残されることのない持続可能な世界を実現するために、国だけでなく、地方自治体や地域の取り組みが期待されています。

私たちは、およそ1200年の歳月を経て、先人から受け継がれた本市の恵まれた環境を市民共有の貴重な財産として、より良い形で次代に継承するため、自らが考え行動する市民力を結集し、地域力を高め、環境に配慮したライフスタイルへの転換や環境保全活動をさらに推進していくことが求められています。

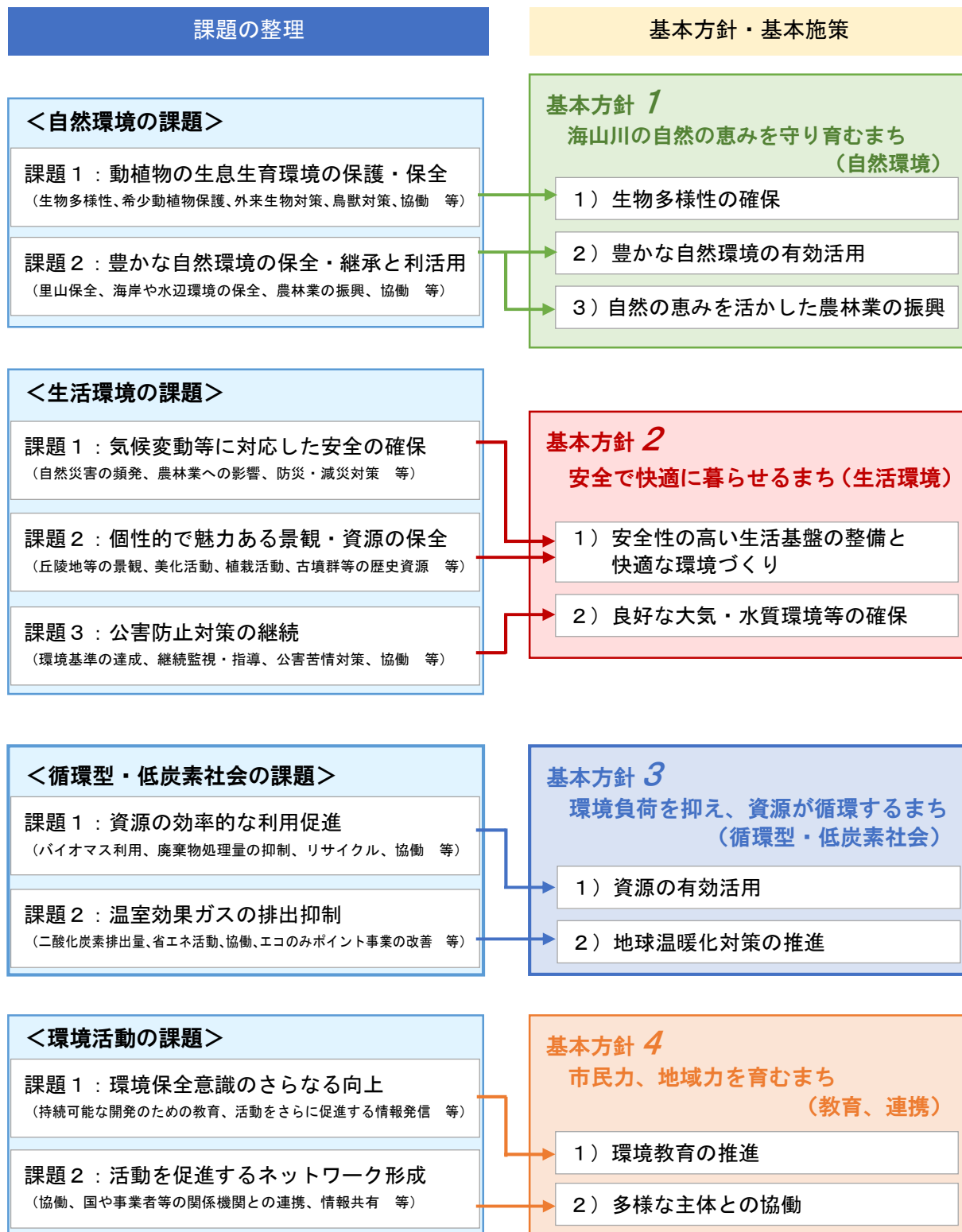
本計画では、「市民が躍動し、次代へ継承する 環境にやさしい能き美しき都市」を望ましい将来環境像として掲げ、市民や各種団体、事業者、行政等が一体となり、本市の豊かな自然を次代へ継承し、人と自然が共生しながら暮らせる世界にアピールする持続可能な都市の実現を目指します。

市民が躍動し、次代へ継承する 環境にやさしい能き美しき都市
～世界にアピールする能美市の優れた環境～



2. 基本方針・基本施策

本計画における望ましい将来環境像「市民が躍動し、次代へ継承する 環境にやさしい 能き美しき都市」の実現に向け、“第1章 5. 課題の整理”を踏まえ、各分野の「基本方針」と「基本施策」を導き出しました。



課題の整理における（ ）内の記載は関連するキーワードを示しています



3. 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点と基本方針の関わり

本計画における将来環境像を目指し、さらに持続可能な能美市を実現するには、市民一人ひとりが「持続可能」という言葉の意味を理解し、行動に移す必要があります。

国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の誰一人として取り残さないという理念のもと、世界中すべての人々がこの目標に向かって取り組むこととしており、わが国は、環境に関連する国内外における施策等を積極的に展開することとしています。すなわち、SDGsは世界の共通言語なのです。

また、統計データを元に人工資本（道路、建物、機械）、人的資源（教育、健康）、自然資本（土地、漁業、気候、鉱物資源）の定量化を図り、それぞれの合計値を新しい包括的な富の指標「新国富指標」として設定し、持続可能な開発目標（SDGs）に向けて実施する施策の有効性や地域の豊かさ等を客観的に評価するための研究が進められています。

さらに、SDGsの目標年は2030年に設定され、本計画の計画期間の2028年度と合致しています。環境に関するSDGsとの関連性を意識することで時代の潮流に応じた効果的な施策の推進につながることを期待でき、そのことで世界に能美市の優れた環境をアピールすることができます。

そのため、本計画においては、それぞれの基本方針に関連する主なSDGsのターゲットを併記するとともに、その内容を踏まえた施策や目標指標を設定することとしました。



4. 施策体系

環境像

市民が躍動し、次代へ継承する
環境にやさしい能美市の優れた環境へ
世界にアピールする能美市の優れた環境へ

基本方針

基本方針 1

海山川の自然の恵みを守り育むまち（自然環境）

◆目標指標◆

①里山・自然環境の保全と活用
に対する市民満足度

現状
0.38 ポイント
(2017 年)

目標 (2028 年)

0.52 ポイント

②環境保全型農業への
取り組み面積（累計）

46ha
(2016 年)

58ha

基本方針 2

安全で快適に暮らせるまち（生活環境）

◆目標指標◆

①災害廃棄物処理計画

現状

目標 (2028 年)

未策定

2021 年まで
に策定

②市内における
大気・水質環境基準達成度

100%
(2016 年)

100%

基本方針 3

環境負荷を抑え、資源が循環するまち（循環型・低炭素社会）

◆目標指標◆

①1人1日当たりの
家庭ごみ排出量

現状
577.4 g
(2017 年)

目標 (2028 年)

569.0 g

②市全域の温室効果ガス排出量

483 千 t-CO₂
(2013 年)

目標 (2028 年)

372 千 t-CO₂

基本方針 4

市民力、地域力を育むまち（教育、連携）

◆目標指標◆

①いしかわ学校版
環境 ISO 認定校

現状
11 校 (全小中学校)

目標 (2028 年)

11 校

②大学との連携事業数および
連携地域数（累計）

3
(2016 年)

39



基本施策	施策
1) 生物多様性の確保 (P32) 2) 豊かな自然環境の有効活用 (P34) 3) 自然の恵みを活かした農林業の振興 (P36)	①希少な動植物の保護・保全 ②外来生物への対策 ③野生鳥獣との棲み分け ①水辺空間の有効活用 ②里山体験交流活動の推進支援 ①環境に優しい農業生産の促進 ②地域産材の利用促進 ③食育と地産地消の推進
1) 安全性の高い生活基盤の整備と快適な環境づくり (P39) 2) 良好な大気・水質環境等の確保 (P42)	①海岸・河川等の保全と防災・減災対策の推進 ②良好な景観の保全・創出 ③美化活動の促進 ①各種環境調査の実施 ②環境指定地域（騒音・振動・悪臭）における基準遵守の徹底 ③地下水の保全 ④環境に配慮した事業活動の促進
1) 資源の有効活用 (P45) 2) 地球温暖化対策の推進 (P48)	①ごみの減量 ②廃棄物の再資源化 ③廃棄物の適正管理 ①省エネルギー活動の促進 ②再生可能エネルギーの導入促進 ③環境に優しい交通環境づくり
1) 環境教育の推進 (P52) 2) 多様な主体との協働 (P54)	①家庭・学校でのエコな暮らしの実践 ②小中学校における環境教育の推進 ③環境学習施設の整備と意識を高める情報の収集・発信 ①環境ボランティア団体の育成と環境活動の支援 ②産学官金共同事業の推進

基本施策における（ ）内の数字は本編の該当ページを示しています

第3章 施策の展開

基本方針 1：海山川の自然の恵みを守り育むまち（自然環境）

地球上には、40億年の長い年月の中で、様々な環境に適応し、進化した3,000万種ともいわれる多様な生物種が存在すると考えられており、それぞれが豊かな個性と関係性を持つことで人々の暮らしが支えられています。



本市は、コンパクトな都市構造ながらも霊峰白山に連なる辰口丘陵地の里山や日本海沿岸部、そして、それらをつなぎ、豊富な水資源をもたらす手取川など、豊かな自然環境に恵まれ、その恩恵を享受してきました。

これら先人から受け継いできた豊かな自然環境と生態系サービスを守り育み、自然の恵みを活かした農林業を展開するなど、人と自然が共生するまちづくりを目指し、次代へと継承します。

◆目標指標◆

①里山・自然環境の保全と活用に対する
市民満足度

現状

0.38 ポイント
(2017年)

目標 (2028年)

0.52 ポイント

②環境保全型農業への取り組み面積（累計）

46ha (2016年)

58ha

1) 生物多様性の確保

本市は、多くの動植物が生息生育する豊かな自然環境を有しています。しかし、住宅地や商業施設、工場の立地等の市街化の進展等により、本市の自然環境が損なわれ、生物多様性の損失が懸念されます。

本市の魅力ある豊かな自然環境を次代へ確実に継承し、生物多様性を確保するため、希少な動植物の保護・保全に努めるほか、生態系を乱す外来生物への対策を推進します。また、農作物等に被害を与える野生鳥獣をはじめ、自然と人が共生できる環境づくりに取り組みます。

生物多様性の確保

①希少な動植物の保護・保全

②外来生物への対策

③野生鳥獣との棲み分け

①希少な動植物の保護・保全

本市には、“第1章-3.能美市の環境-1)自然環境”に示したように、希少生物を含め、多くの動植物が生息生育しています。

これら多種多様な動植物の分布や生息生育状況を正確に把握するための調査を実施し、その結果を踏まえ、関係機関と連携した保護・保全活動を展開します。

②外来生物への対策

本市には、アライグマやオオキンケイギクといった特定外来生物のほか、外来生物が生息生育し、生態系被害や生活環境被害をはじめ、多くの被害を及ぼしています。

これら外来生物による被害を抑制し、自然環境や市民の生活環境を保全するため、特に、特定外来生物であるアライグマの防除実施計画の策定及び施策の展開により、計画的な防除に取り組むほか、在来種を駆逐する危険性が高いオオキンケイギクの適切な駆除及び駆除方法の周知を徹底します。

③野生鳥獣との棲み分け

近年、クマやイノシシ、ハクビシン、ニホンザル等の野生鳥獣がエサを求め、人里に出没し、農作物に多大な被害を及ぼしています。野生鳥獣による農作物被害は、農家の営農意欲を奪い、離農や耕作放棄地の増加を引き起こし、野生鳥獣の生息圏拡大につながるなど、鳥獣被害の深刻化を招くことが懸念されます。

柵や檻の設置による防除・捕獲対策を強化する一方、緩衝帯設置等による人との棲み分けを進めるなど、個体数の急激な減少に伴う生態系への影響を考慮した適切な保護・管理を図ります。

施策	
主な取り組み内容	
①希少な動植物の保護・保全	・ 生物生息調査の実施
	・ 希少生物の生息保護調査の実施
	・ 希少生物の生息環境の保全
②外来生物への対策	・ 特定外来生物の防除活動を推進する計画の策定と実施
	・ 特定外来生物の防除対策の周知
③野生鳥獣との棲み分け	・ 有害鳥獣の防除・捕獲対策、有効活用の実施
	・ 人の生活空間と野生鳥獣の生息空間を棲み分ける緩衝帯の整備

主体	取り組みイメージ
市 民	・ 生物生息調査に協力します。 ・ 自然観察会や自然体験教室を通じて、野生動植物の保護活動や自然環境保全活動への理解を深め、協力します。 ・ 外来生物や有害鳥獣への対策を理解し、適切な対応を行います。
NPO・団体等	・ 動植物の調査・保護、自然の大切さについて情報発信します。 ・ 自然体験教室や自然環境保全活動を実施します。 ・ 事業者や行政等と連携し、生物多様性の保全活動を実施します。
事業者	・ 市が実施する生物生息調査に協力します。 ・ 野生動植物の保護活動や自然環境保全活動に協力します。 ・ 開発行為等を行う場合は、市の指導のもと生態系に配慮します。
行 政	・ 野生動植物の生息生育調査を実施し、希少種の保護と生態系の保全に努めます。 ・ 関連機関と連携し、特定外来生物や有害鳥獣の生息生育状況の把握や情報共有を図り、防除・捕獲対策に取り組みます。

2) 豊かな自然環境の有効活用

霊峰白山に源を発する手取川と白山に連なる里山の丘陵地は、古くからこの地に恵みをもたらし、市民の生活や営みを支えてきました。また、手取川と里山には、多くの動植物が生息生育し、その豊かな自然環境を活かした体験活動やイベント、自然環境保全活動等が実施され、地域間交流や世代間交流が行われています。

これらの活動を通じて豊かな自然が身近に存在していることや自然の大切さを多くの人に連綿と伝えていくとともに、豊かな自然環境を有効に活用するための整備に取り組み、本市の魅力向上に努めます。

豊かな自然環境の有効活用

①水辺空間の有効活用

②里山体験交流活動の推進支援



①水辺空間の有効活用

本市の平野部には、鍋谷川をはじめとした中小河川や手取川を水源とした宮竹用水等の灌漑用水が網目状に流れ、多くの生物を育む環境を形成すると同時に市民の生活に潤いを与えてきました。また、これらの河川や用水では、恵まれた水資源や水環境を活用した施設とそれらを利用した様々なイベントが開催されるほか、ランニングやウォーキング、動植物の観察など、市民のレクリエーション空間としての機能も有しています。

その一方で、大雨による氾濫や溢水等の危険性があり、適切な維持管理等が求められます。水生生物の生息生育環境等に配慮しながら、関係団体等との協働による維持管理活動や河川等の整備に取り組むとともに、良好な水辺空間を活かした活動を推進します。

②里山体験交流活動の推進支援

本市には、里山を形成する集落が点在し、それぞれが自然と共生した文化や暮らしを継承してきました。里山は、人が手を入れ、活用することで良好な環境が保全され、食料や資源の供給など、様々な恩恵を得ることが可能となります。能美の里山ファン倶楽部等の市民団体においては、里山ガイドハイクや里山地区を会場としたイベントを開催し、毎回多くの人々が訪れ、里山保全活動の重要性やその魅力を発信しています。

今後も引き続き、市民団体と連携し、里山保全活動への理解促進や里山の魅力に触れる機会の充実につながる活動を支援します。

施策

主な取り組み内容

①水辺空間の有効活用

- ・河川等の維持管理活動の実施
- ・手取川河川敷の有効活用
- ・親水空間等における体験教室やレクリエーション活動の実施
- ・親水護岸や魚道等の多自然型工法を用いた河川の整備

②里山体験交流活動の推進支援

- ・自然学習や自然体験教室、イベント開催の支援
- ・まちむら交流活動の実施の支援
- ・里山保全活動や森づくり活動への支援

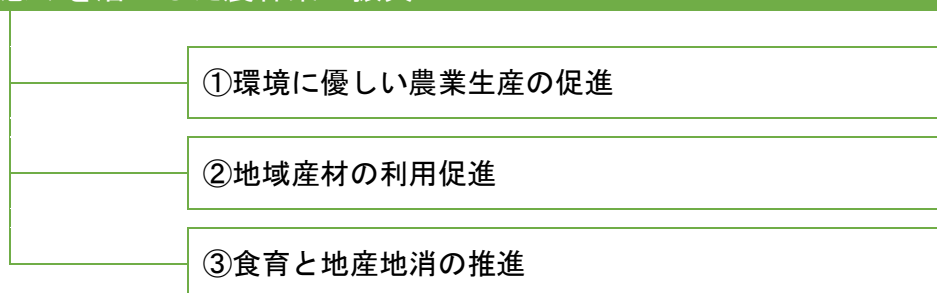
主体	取り組みイメージ
市 民	・河川の維持管理や保全・河川美化活動等へ積極的に参加します。 ・森づくりや里山活性化等のイベントに積極的に参加します。
NPO・団体等	・河川や用水を保全する活動を実施します。 ・森づくり活動や里山の活性化活動を実施します。
事業者	・河川の維持管理や保全・河川美化活動等に協力します。 ・森づくり活動や里山の活性化活動に理解を深め、イベント・講習会に参加します。
行 政	・国や県等の協力を得ながら、河川や用水の維持管理や整備、保全活動を実施、支援します。 ・森づくり活動や里山活性化活動を支援します。

3) 自然の恵みを活かした農林業の振興

農地や森林の緑は、水源涵養機能や土砂災害防止機能、生物多様性を保全する機能など、多面的な機能を有しています。本市においては、豊富な水資源や肥沃な土壌を活かした農林業が盛んに行われていましたが、近年は高齢化の進行や担い手不足等により、農林業従事者が減少し、農林地の荒廃による多面的機能の損失が懸念されます。

今後、多面的な機能を持続的に発揮するため、環境に優しい農業生産を促進するとともに、地域内資源の循環を図る地域産材の利用、食育や地産地消を推進し、自然の恵みを活かした農林業の振興を図ります。

自然の恵みを活かした農林業の振興



①環境に優しい農業生産の促進

農地は、食料生産の場だけでなく、生き物のすみかになる機能や農村の景観を形成する機能等を有しています。これらの農地の持つ機能を最大限に活かすことができるよう、人だけでなく環境にも優しい農業を進めることが求められます。

本市においては、遊休農地が増加している地域が顕在化しており、これらを活用した市民農園やオーナー制度の開設など、新しい形の農業を促進するほか、引き続き、県と連携し、エコ農業者の認定等による環境保全型農業を促進します。

②地域産材の利用促進

良好な森林環境を形成するためには、長い年月をかけて適切な間伐等の手入れをしながら植樹した木を育み、収穫する「森林の循環」を促すことが重要です。健全な森づくりを進めることで地球温暖化防止等の森林の多面的機能の発揮や地域経済の活性化への効果等が期待できます。

そのため、地域産材を再生可能エネルギーとして利用する薪・ペレットストーブの導入促進、住宅建設にあたって地域産材を利用する加賀の木づかい奨励金等の周知・普及を進め、地域産材の利用促進に努めます。

③食育と地産地消の推進

地域の旬の食を知り、地域で生産されたものを地域で消費することは、心身の健康や地域の活性化だけでなく、農林地の保全やフードマイレージの低減等につながり、環境への波及効果が期待できます。

本市においては、ライフステージに応じた食育活動や農業体験と掛け合わせた地産地消活動など、様々な主体がそれぞれの特性を活かした活動を展開しています。

引き続き、これらの活動を促進し、食育や地産地消への意識向上を図ります。また、地理的表示(GI)保護制度登録製品の「加賀丸いも」や無農薬栽培の「国造ゆず」を活用した特産品の開発、優良観光土産品の認定、これらを活用したシティプロモーションにより、地域特産品への認知度を高め、その普及を促進します。

施策	
	主な取り組み内容
①環境に優しい農業生産の促進	・遊休農地や耕作放棄地の再生 ・環境保全型農業の促進 ・環境配慮型水路の整備
②地域産材の利用促進	・公共建築物、公共土木工事等への木材利用の推進 ・石川県産材を使用した住宅・店舗に対する助成制度の周知・普及 ・薪・ペレットストーブの導入促進 ・炭焼き・きのこ栽培等の資源循環利用モデル林の造成
③食育と地産地消の推進	・各種団体等による食育活動の推進 ・特産品開発やブランディング支援

第2次能美市環境基本計画

主体	取り組みイメージ
市 民	・薪・ペレットストーブの導入や地元農産物の優先的購入など、地域産材の利用や地産地消に努めます。
NPO・団体等	・遊休農地の再生活動や地域産材の利用促進への協力に努めます。 ・地産地消や食文化について理解を深める機会を提供します。
事業者	・遊休農地を適切に管理するとともに環境に優しい農業に努めます。 ・建設資材等を地域産材製品の利用に努めます。 ・地産地消に取り組み、本市の魅力発信に協力します。
行 政	・低農薬や有機農業等の環境保全型農業への転換を支援します。 ・地域産材の利用促進に向けた支援を継続します。 ・食育や地産地消の促進に向けた取り組みを発信します。

2 気候変動に
対応する

6 安全な水とトイレ
を世界中に

11 住み続けられる
まちづくりを

13 気候変動に
適応する

14 海の豊かさ
を増やす

15 陸の豊かさを
保つ

基本方針 1 に関連する 主な SDGs ターゲット

- ・ 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。（2. 4）
- ・ 2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。（6. 6）
- ・ 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。（11. a）
- ・ 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。（13. 1）
- ・ 2020 年までに、海岸及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。（14. 2）
- ・ 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。（15. 5）
- ・ 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。（15. 8）

（ ）内の数字はSDGs の 169 のターゲット番号を示しています



基本方針 2：安全で快適に暮らせるまち（生活環境）

本市の大気環境や水質環境は、環境基準を満たし、公害の発生も抑制されています。また、豊かな自然環境や歴史的資源を活かした良好な景観を有するほか、公園緑地等の適切な管理により潤いある都市空間が形成されています。その一方で、近年の異常気象により、これまで想定していなかった規模の自然災害の発生が懸念されています。



今後、災害発生時の安全性を高める整備に取り組むとともに、引き続き、良好な住環境の保全に努め、市民が安全で快適に暮らせるまちづくりを推進します。

◆目標指標◆

①災害廃棄物処理計画

現状

未策定

目標（2028年）

2021年までに策定

②市内における大気・水質環境基準達成度

100%（2016年）

100%

1）安全性の高い生活基盤の整備と快適な環境づくり

近年、地球規模の気候変動に伴う大型台風や局所的集中豪雨により、全国各地で甚大な被害が頻発しています。「平成30年7月豪雨」では、西日本を中心に北海道や中部地方など、広範囲にわたって被害が発生しました。本市においても、それらの災害を想定した海岸・河川等の保全や防災・減災施策を推進します。

また、良好な生活環境を形成するためには、心身にやすらぎをもたらす、心地よい空間の形成が必要です。本市の魅力あふれる自然環境や歴史的資源、公園緑地等の都市の緑を活かした景観の保全や創出を進めるとともに地域との協働による美化活動を促進し、快適な環境づくりに努めます。

安全性の高い生活基盤の整備と快適な環境づくり

①海岸・河川等の保全と防災・減災対策の推進

②良好な景観の保全・創出

③美化活動の促進

①海岸・河川等の保全と防災・減災対策の推進

大型台風や局所的集中豪雨による大規模災害リスクが高まる中、それらの被害を最小限に食い止められるよう、防災・減災の観点からの海岸・河川等の保全整備が求められます。また、発災時には災害廃棄物処理が懸念され、ハード整備だけでなく、ソフト面からの対策も併せて検討する必要があります。

そのため、関係機関と連携し、河川・用排水路の改修整備をはじめ、ハード面からの災害防止対策を推進します。また、災害廃棄物処理においては、災害廃棄物処理計画の早期策定とそれらに基づくシミュレーションや訓練の実施等に取り組み、ハード・ソフト両面から安全性の確保を図ります。

②良好な景観の保全・創出

2004年に公布された景観法では“良好な景観”には「地域の自然、歴史、文化、人々の生活等の調和」が不可欠とされ、「市民、事業者、行政の協働による取り組み」が重要であるとされています。県では2008年度に「いしかわ景観総合条例」を施行し、それに基づく「いしかわ景観総合計画」では、本市の一部地域が景観形成重要エリアに指定されるなど、美しい景観を維持していくこととなっています。また、2022年度には北陸新幹線敦賀開業が予定されており、来訪者をもてなす新幹線車両内等から見た景観形成の視点も必要となります。

景観形成重要エリアでは、いしかわ景観総合条例の適切な運用により、良好な景観を保全します。その他の地域では、関係機関と連携し、各種制度等を活用しつつ、本市が誇る自然環境や歴史的資源を活かした良好な景観の保全、創出に努めます。

③美化活動の促進

良好な生活環境を保全するためには、市民の意識向上と活動等への参画が必要です。本市においては、町会・町内会等の地域コミュニティや各種団体が主体となり、継続的な活動を実施しているほか、能美古墳群や海岸の松林、白山の眺望をはじめ、本市ならではの資源の保全においても、市民協働の活動が展開されています。

また、市民アンケートにおいて、参加意向が高く、特に重要と思う活動には「地域の公園や街路に草花を植える活動」が挙げられています。

今後も引き続き、より良い生活環境の形成に向け、市民が取り組みやすい活動から段階的に幅を広げるなど、市民や関係団体との協働による活動を促進します。



施策	
主な取り組み内容	
①海岸・河川等の保全と防災・減災対策の推進	
・ 侵食防止のための護岸整備の促進 ・ 海岸保全施設の適切な維持管理の働きかけ ・ 保安林の保全管理 ・ 鍋谷川等の主要河川の改修促進 ・ 用排水路の改修・整備 ・ 災害廃棄物処理計画の早期策定	
②良好な景観の保全・創出	
・ 日本型直接支払制度を活用した農村景観の保全 ・ 里山景勝地・里山散策路の保全と活用 ・ 能美古墳群の保全 ・ 根上松の保全再生活動 ・ 能美市道路里親制度の登録促進 ・ 文化財等の愛護普及事業 ・ 新博物館整備事業 ・ 公園緑地、街路樹等の整備と適正な管理 ・ 景観に配慮した護岸や河川敷等の水辺の整備 ・ 北陸新幹線車両内からの眺望や北陸新幹線を視対象とした景観の保全、創出	
③美化活動の促進	
・ 海岸、河川等の美化活動及びパトロールの実施 ・ 町会・町内会の環境美化活動等への支援	

主体	取り組みイメージ
市 民	・ 環境美化活動等に積極的に参加します。 ・ 景観シンポジウムやワークショップに参加します。
NPO・団体等	・ 緑や水を保全する活動を実施します。 ・ 地域コミュニティの環境活動に協力します。
事業者	・ 事業者施設の緑化を促進します。 ・ 地域で行われている文化財愛護ボランティア活動に積極的に協力します（企業の社会参加）。
行 政	・ 国や県等の協力を得ながら、海岸や河川等の整備を促進します。 ・ 公共施設の緑化を推進します。 ・ 公園緑地や街路樹、保安林の適切な維持管理に取り組みます。 ・ 環境美化活動やボランティア活動等を支援します。

2) 良好な大気・水質環境等の確保

本市は、恵まれた交通アクセスと豊富な水資源等を活かした工業用地を有しており、多くの企業や工場が進出しています。公害の発生を未然に防ぎ、良好な生活環境を形成するためには、法や条例等に基づく適切な指導、規制や事業活動等の監視に取り組む必要があります。

そのため、定期的な環境調査の実施により、現状を的確に把握するとともに、環境指定地域における規制を適切に運用します。また、工場の立地によって影響を受けやすい地下水においては、市全域を対象に地下水採取における規制をかけており、引き続き、条例に基づく適正な運用や循環利用の促進等により、豊かな地下水の保全を図ります。事業所に対しては、公害防止協定に基づく適正な事業活動を求め、良好な大気・水質環境等の確保に努めます。

良好な大気・水質環境等の確保

①各種環境調査の実施

②環境指定地域（騒音・振動・悪臭）における基準遵守の徹底

③地下水の保全

④環境に配慮した事業活動の促進

①各種環境調査の実施

本市の大気環境や水環境については、環境基準を満たしており、概ね良好な状況にあるといえますが、今後、北陸新幹線敦賀開業等による企業進出とそれに伴う人や物流の動きの活発化が予想され、将来的には生活環境に影響を及ぼすことが想定されます。

今後も引き続き、法令遵守を基本に各種環境調査を実施し、定期的な監視体制を継続します。

②環境指定地域（騒音・振動・悪臭）における基準遵守の徹底

本市では、騒音指定地域、振動指定地域、悪臭規制地域を設定し、指定地域ごとの規制基準を超えるものや、超えるおそれのあるものに対しては、防止対策の助言や指導、勧告を行っています。

しかし、当事者が気づかないうちに騒音等を発生させている場合もあるため、引き続き、市民一人ひとりが周囲の環境に対する配慮を持ってもらえるよう、規制内容の周知を図り、遵守を徹底します。

③地下水の保全

手取川扇状地の地下水資源に恵まれた本市では、地下水を水道水源や工業用水など、様々な用途で利用しており、市全域を対象とした条例により地下水の採取に関する規制を設定しています。

今後も私たちの生活を支える地下水資源を持続的に利用できるよう、条例を適切に運用するとともに、雨水浸透施設やさらなる節水意識の啓発等に取り組み、地下水減少の抑制に努めます。また、良質な水質を保持するため、下水道の普及啓発活動に取り組み、下水道未接続世帯への下水道接続を促進します。

④環境に配慮した事業活動の促進

市内事業所においては、環境省が提唱するエコアクション 21 の認証や ISO14001 を取得し、事業者が積極的かつ主体的に持続可能な社会の構築に向けた環境活動を展開しています。また、県においては、エコアクション 21 認証や ISO14001 取得の入門編として、いしかわ事業者版環境 ISO を設け、事業者の環境活動を促進しています。

今後も引き続き、県と連携し、環境に配慮した事業活動の実施が企業価値の向上につながるなど、意識醸成を含めた取り組みを促進します。

施策	
	主な取り組み内容
①各種環境調査の実施	・ 環境大気調査、ダイオキシン類環境調査（県） ・ 公共用水域及び地下水の水質測定（県） ・ 地下水保全対策調査（県） ・ 河川、海水、事業所排水等の水質調査（市） ・ 自動車騒音常時監視調査（市） ・ 航空機騒音測定（国・県・市）
②環境指定地域（騒音・振動・悪臭）における基準遵守の徹底	・ 環境指定地域（騒音・振動規制）の適切な運用 ・ 騒音や振動、悪臭等に対する相談、意識啓発
③地下水の保全	・ 能美市地下水及び砂利採取の規制に関する条例の適切な運用 ・ 雨水浸透施設、透水性舗装の整備 ・ 節水意識の啓発や循環利用の促進 ・ 下水道接続の促進
④環境に配慮した事業活動の促進	・ エコアクション 21 の認証促進 ・ いしかわ事業者版環境 ISO の取り組みの促進

第2次能美市環境基本計画

主体	取り組みイメージ
市 民	・環境調査に協力します。 ・節水に努め、地下水の適正な利用と涵養に努めます。
NPO・団体等	・生活環境に悪影響を及ぼさないライフスタイルを啓発します。 ・地下水の涵養に寄与します。
事業者	・事業活動が市民生活に支障が生じないよう、配慮を徹底します。 ・地下水使用の合理化や循環利用など、適正な施設の保守管理に努めます。 ・環境指定地域に関心を持ち、規制遵守を徹底します。 ・環境調査に協力します。
行 政	・定期的に環境調査を実施するとともに、規制内容や基準、法令遵守を徹底します。 ・市民からの騒音、振動、悪臭等に関する問い合わせや相談に対して、適切に対応します。 ・広域行政の中で地下水に対する意識啓発・調査・監視活動を行い、適正な管理に努めます。 ・公害発生のある施設等の監視を行います。

3 3 すべての人に健康と福祉を	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを	基本方針2に関連する 主なSDGsターゲット	12 つくばる未来	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう
・2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。(3.9) ・2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。(6.3) ・2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。(11.5) ・2030年までに、大気、水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。(11.6) ・2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。(11.7) ・各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。(11.a) ・2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。(11.b) ・2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。(12.4) ・全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。(13.1) ・2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。(14.1)						
() 内の数字はSDGsの169のターゲット番号を示しています						



基本方針 3：環境負荷を抑え、資源が循環するまち

(循環型・低炭素社会)

エネルギー使用量の増大や大量生産・消費に伴う廃棄物の大量発生が地球環境に大きな影響を与えています。特に近年、自然界に廃棄されたプラスチックごみが海洋汚染や海洋生態系に多大な影響を及ぼしており、国境を超えた対策が喫緊の課題となっています。わが国においては、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、「地域循環共生圏形成による地域活性化」



「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の更なる推進と環境再生」等が重要な方向性として示されており、資源循環体制を構築し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを展開することが求められています。

本市においても、環境負荷を抑え、資源の有効活用を図るとともに、地球温暖化防止に向けたエネルギー対策を推進するなど、循環型・低炭素社会の形成を目指します。

◆目標指標◆

	現状	目標 (2028 年)
① 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量	577.4 g (2017 年)	569.0 g
② 市全域の温室効果ガス排出量	483 千 t-CO ₂ (2013 年)	372 千 t-CO ₂

1) 資源の有効活用

私たちは、豊かな暮らしを支えるため、様々な資源やエネルギーを利用して生産された製品を消費し、最終的には廃棄物として処分しています。資源循環に関する法制度の整備や一人ひとりの3Rへの意識向上等によって、わが国の2015年度における最終処分量は、2000年度に比べ約74%減少しています。また、第五次環境基本計画においては、地域循環共生圏の考えが新たに提唱され、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取り組みを推進していくこととしています。

本市においては、市民の理解・協力のほか、能美市美化センターの徹底的な分別により埋め立て処分量が減少し、処分地施設の大幅な延命化が図られています。今後もより一層、市民一人ひとりにごみの減量、資源化の重要性を訴えるとともに、廃棄物の適正管理に努めます。

資源の有効活用

①ごみの減量

②廃棄物の再資源化

③廃棄物の適正管理

①ごみの減量

能美市美化センターで取り扱う廃棄物処理量は2016年度時点において約1.6万トンとなっており、人口の増加や活発な事業活動、容器包装の多様化のほか、白山の斜面崩落等の突発的な事情等により、増加傾向にあります。本市においては、これまで5Rの取り組みを推進してきましたが、再生利用（Recycle：リサイクル）だけでなく、発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）等の取り組みも進んでいないと言われています。

また、わが国では、食べられる食品の廃棄量（食品ロス）が多く、世界の食糧援助量の約2倍に相当する年間約632万トン、1人1日当たりお茶碗約1杯分の食べ物が捨てられています。これらの現状を踏まえ、「買い過ぎず」「使い切る」「食べ切る」ことを基本とし、食品ロスを減らす必要があります。

今後も引き続き、市民、事業者等の発生抑制及び再使用の意識醸成を図るとともに、食品ロスの抑制を図るための取り組みについて検討し、ごみの減量を図ります。

②廃棄物の再資源化

循環型社会を構築するためには、ごみの減量に向けた取り組みと並行して再生利用を進めていく必要があります。本市では、家庭から排出されるごみのうち、15品目をリサイクルの対象としており、市のリサイクルセンターのほか、町会・町内会での集団回収や事業者による回収が行われています。また、2018年度からは剪定枝をバイオマス資源と捉え、土壌改良材への再資源化を行い、活用するなど、循環型社会形成に向けた新たな取り組みを進めています。

今後ごみの減量と合わせて、市内商業施設等と連携したリサイクルの促進に取り組むとともに、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入するグリーン購入の普及啓発、生ごみの堆肥化を促進します。また、関係機関と連携を図りながら、バイオマス資源をはじめ、資源化できる廃棄物の適切な再資源化に向けた取り組みを一層推進し、資源循環体制の強化を図ります。

③廃棄物の適正管理

近年の世界的な廃プラスチック問題は、自然界に廃棄されたプラスチックが長期間留まり、生態系の破壊や人体への健康被害、地域の居住環境に大きな影響を与えており、廃プラスチックにかかわらず廃棄物の適正な処理が求められます。

そのため、法や条例等に基づく廃棄物の適正な収集及び処分の遵守徹底を指導するとともに、不法投棄等の未然防止や早期発見に向けたパトロールの強化に努めるなど、市民や事業者と連携した廃棄物の適正管理に取り組めます。また、災害時における災害廃棄物の発生を想定し、緊急時においても適正かつ円滑、迅速な処理が可能となるよう、災害廃棄物対策を推進します。

施策

主な取り組み内容

①ごみの減量

- ・ ごみ減量化を促進する情報の発信
- ・ 食品ロス対策運動の実施
- ・ 分別の徹底
- ・ 過剰包装等の削減の促進

②廃棄物の再資源化

- ・ 市内商業施設と連携したリサイクル促進
- ・ グリーン購入の普及啓発
- ・ 生ごみの堆肥化の促進
- ・ バイオマス資源の有効活用

③廃棄物の適正管理

- ・ 廃棄物の適正な収集・処分
- ・ 廃棄物処理施設の適切な管理運営
- ・ 不法投棄と野焼きの監視、規制
- ・ 災害廃棄物対策の推進

主体	取り組みイメージ
市 民	・ごみの分別を徹底します。 ・不要なものを購入せず、使い切ることを意識して、ごみを出さない生活を実践します。 ・使い切れない食料や日用品はフードドライブやフリーマーケットにより有効活用に努めます。 ・生ごみの堆肥化や環境に優しいグリーン購入など、資源循環に寄与する取り組みへの協力に努めます。
NPO・団体等	・ごみを出さない生活の定着に向けた啓発活動を実施します。 ・古紙の集団回収やフードバンク等の取り組みに協力します。
事業者	・事業系ごみの分別を徹底します。 ・ペーパーレス化や裏紙利用等の推進によるごみの減量化、資源の有効活用に努めます。 ・環境に配慮した商品の開発や販売に努めます。
行 政	・ごみの減量化や資源化、分別等を図るための情報を発信します。 ・バイオマス資源を活用した廃棄物の再資源化を支援します。 ・不法投棄の監視や災害廃棄物対策など、廃棄物の適正管理を徹底します。

2) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の進行は、局所的集中豪雨や大型台風等の異常気象を引き起こす要因と言われており、パリ協定やSDGsにあるように、地球温暖化対策は、世界的に取り組むべき課題となっています。本市においては製造業部門、家庭部門、業務部門、運輸部門からの二酸化炭素排出量が多く、その根底にある市民や企業の環境保全活動の積み重ねが地球温暖化の防止に大きな効果をもたらします。

そのため、各家庭や事業所、教育施設、行政施設等を対象に、広く省エネルギー活動や再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、公共交通を利用した移動やエコドライブ等を推奨します。

地球温暖化対策の推進

①省エネルギー活動の促進

②再生可能エネルギーの導入促進

③環境に優しい交通環境づくり



①省エネルギー活動の促進

日常生活や事業活動等における節電や冷暖房温度の工夫、省エネ製品への買い替え等の身近な省エネルギー活動は地球温暖化の防止に大きな効果をもたらします。本市では、家庭での環境にやさしい取り組みに対してポイントを付与し、獲得したポイントに応じて商品等と交換できるエコのみポイント事業を展開していますが認知度が低く、参加も少ない状況にあります。また、街灯のLED化を進めており、町会・町内会経費の負担軽減が見られるなど、環境だけでなく、経済的にもやさしい効果を見せています。さらに、県においては、エコドライブや省エネ家電への買い替え等のキャンペーンを実施しており、県市足並み揃えた事業が展開されています。

今後、省エネ活動における効果の見える化や経済的なメリット、各種事業及び制度等の周知を図り、家庭や事業所における省エネルギー活動を促進します。また、市有施設においては、照明のLED化をはじめ、省エネ製品を積極的に導入するなど、活動の模範となる施設づくりに取り組みます。

②再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーは、エネルギー供給構造高度化法において「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令では「太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス」が定められています。本市では、一般家庭における太陽光発電システムや薪・ペレットストーブの導入等に対する補助制度を実施し、多くの市民に利用されています。

今後も、引き続き、一般家庭への再生可能エネルギー設備の導入促進に努めるとともに、バイオマスに関する調査研究を行います。

③環境に優しい交通環境づくり

本市の公共交通網は、JR能美根上駅を交通結節点として形成され、市民や来訪者の移動を支えています。自動車への依存度は高い状況にあります。過度な自動車利用から公共交通への利用転換を図ることで、交通事故リスクを抑制しつつ、健康的で環境にも優しいまちの形成につながることが期待できます。

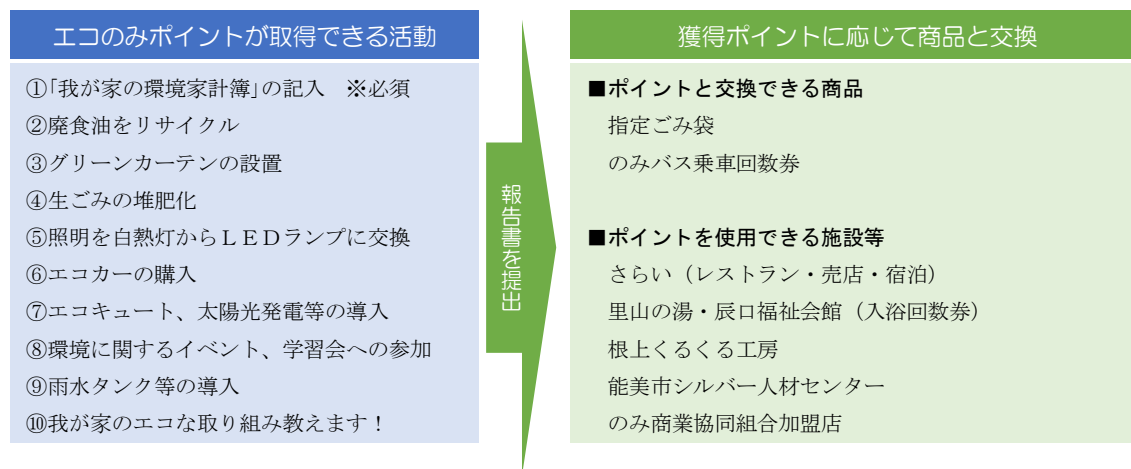
今後、公共交通の利便性向上や利用促進に向けた取り組みを積極的に推進するとともに、自動車を利用する場合もエコドライブの実践や低燃費車の購入を促進し、環境にやさしい交通環境の形成を図ります。

※地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化の進行を抑える「緩和策」と地球温暖化によって深刻化する異常気象や自然災害等に対処する「適応策」の2つに分類されます。本項では「緩和策」を示し、「適応策」は「基本方針2 1）安全性の高い生活基盤の整備と快適な環境づくり」と内容が重複するため、割愛しています。

第2次能美市環境基本計画

参考) 能美市エコのみポイント

- ・本市では家庭での環境にやさしい取り組みに対してポイントを付与し、獲得したポイントに応じて商品等と交換できるエコのみポイント事業を展開しています。



エコのみポイントの報告書は・・・

能美市ホームページで配信、能美市生活環境課・寺井窓口センター・根上窓口センターで配布しています。

施策

主な取り組み内容

①省エネルギー活動の促進

- ・広報やパンフレット等を用いた各種制度等の普及啓発
- ・エコのみポイント事業の改善検討と普及啓発
- ・省エネ住宅等の情報発信・認定
- ・クールシェア、ウォームシェアの推進
- ・街灯のLED化の推進

②再生可能エネルギーの導入促進

- ・一般家庭への再生可能エネルギーの導入促進
- ・バイオマスに関する調査・研究

③環境に優しい交通環境づくり

- ・JR能美根上駅を結節点とした公共交通の利用促進
- ・周辺自治体と連携した二次交通の充実
- ・のみバスの利便性向上
- ・エコドライブの実践とエコカーの導入促進
- ・急速充電設備の設置促進



主体	取り組みイメージ
市 民	・エコのみポイント事業等を活用した節電や節水、省エネ製品の購入、エコドライブ等の省エネ活動に取り組みます。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・公共交通機関を積極的に利用します。
NPO・団体等	・省エネルギー化を推奨するための啓発活動に取り組みます。
事業者	・再生可能エネルギー設備の導入を検討します。 ・エコカーや電気自動車等の導入に努めます。
行 政	・市民等の模範となる省エネ活動に取り組みます。 ・エコのみポイント事業の普及・啓発に努めます。 ・のみバスの利便性向上に努めます。

7
エネルギー関連
目標

9
産業と資源効率
目標

11
住み続けられる
まちづくり目標

基本方針3に関連する 主なSDGsターゲット

12
つくる責任
つかう責任

13
気候変動に
適応する

14
海の豊かさ
を保つ

- ・2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。(7.3)
- ・2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。(9.4)
- ・2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。(11.2)
- ・2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。(12.2)
- ・2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。(12.3)
- ・2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。(12.5)
- ・全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。(13.1)
- ・2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。(14.1)

() 内の数字はSDGsの169のターゲット番号を示しています

基本方針 4：市民力、地域力を育むまち（教育、連携）

より良い環境を形成するためには、一人ひとりが環境保全意識を高め、市民、事業者、各種団体、行政等がそれぞれの役割分担のもと、できることから行動に転換することが重要になります。また、直接的な対策だけでなく、それを将来にわたり、継続していくことができるよう、E S D（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた環境教育を進めていく必要があります。



本市の豊かな自然環境や良好な生活環境を次代へ引き継ぐため、市民連携や多様な主体とのパートナーシップ等の強化により、あらゆる世代の意識を高め、その知恵を集結し、各主体が効果的に施策を推進することができるよう、市民力、地域力を育むまちづくりを推進します。

◆目標指標◆

①いしかわ学校版環境 ISO 認定校

現状

11 校（全小中学校）

目標（2028 年）

11 校

②大学との連携事業数および連携地域数（累計）

3（2016 年）

39

1）環境教育の推進

世界には環境、貧困、人権、平和、開発等の様々な問題が顕在化しており、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところからできることに取り組み、持続可能な社会を創造していく E S D（持続可能な開発のための教育）の視点が重要視されています。

環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るためには、子どもから高齢者までのあらゆる世代が身近な環境への関心を高め、自然環境との関係性を学び、行動につなげていく必要があります。

そのため、家庭等におけるエコな暮らしや小中学校における環境教育を推進するほか、環境学習施設の整備と情報発信により、家庭や学校の各分野で幅広い年代が環境に配慮した活動や取り組みが進められる施策を展開します。



環境教育の推進

①家庭・学校でのエコな暮らしの実践

②小中学校における環境教育の推進

③環境学習施設の整備と意識を高める情報の収集・発信

①家庭・学校でのエコな暮らしの実践

環境にやさしい社会を形成するためには、市民一人ひとりが環境への意識や関心を高め、行動に転換することが重要です。本市においてもこれまで、小学校での美化センター見学や出前講座等の実施により、日々の暮らしにおける環境活動を推進してきました。

今後も引き続き、美化センター見学や出前講座等に取り組むとともに、県が実施している「いしかわ家庭版環境ISO」への参加を促し、家庭内における環境に配慮した生活への意識向上を図ります。また、学校においても「いしかわ学校版環境ISO」における取り組みを促進し、家庭内にとどまらず、社会生活においても環境活動に取り組むための機会の提供及び活動の普及に努めます。

②小中学校における環境教育の推進

次代を担う子どもたちの環境教育を推進することは、環境保全活動への意識醸成や行動変容だけでなく、本市の魅力ある自然環境や歴史的な資源にふれることとなり、児童生徒の地域への愛着を育むことにも繋がります。

環境教育は、本市の将来を担う人材の育成ととらえ、各学校で体験型環境教育を推進するとともに、その活動を実施する環境整備や支援の充実を図ります。

③環境学習施設の整備と意識を高める情報の収集・発信

良好な自然環境を形成し、豊かな生活環境を育むためには、広く市民や事業者が自主的に環境学習に取り組み、環境保全等への理解を深めることが重要です。

市民や事業者に環境問題の現状や対策、持続可能な地域社会づくりの必要性、企業の社会的責任等に対する理解を深めてもらうため、ターゲットに応じた必要な情報収集と多様な媒体を用いた効果的な情報発信に取り組むとともに、市民団体の活動拠点としての環境学習施設の整備を検討します。また、市内3か所に設置しているリサイクルセンターを統括し、新たにリユースを推進する機能を持たせるなど、本市の環境施策を総合的に推進する施設としての機能拡充を検討します。

施策	
主な取り組み内容	
①家庭・学校でのエコな暮らしの実践	
・いしかわ家庭版環境ISO、いしかわ学校版環境ISOの普及啓発 ・市民環境講座や出前講座等の実施	
②小中学校における環境教育の推進	
・体験型環境教育の推進 ・教科、領域等を通して行われる環境に関する教育の推進 ・小学生によるツバメの調査の継続	
③環境学習施設の整備と意識を高める情報の収集・発信	
・ターゲットに応じた必要な情報収集整理と多様な媒体を用いた情報の発信 ・環境学習施設の整備検討 ・環境保全団体の環境学習活動拠点の整備	

主体	取り組みイメージ
市 民	・環境学習で得た知識を家庭や地域で共有します。 ・いしかわ家庭版環境ISOへ参加します。
NPO・団体等	・講師の派遣など、地域や学校における環境学習を支援します。 ・環境に関する専門的な知識、情報等の提供・発信に努めます。
事業者	・事業所において定期的に環境学習できる機会を設けます。 ・環境に関する専門的な知識、情報等の提供・発信に努めます。 ・事業者で実施している環境配慮に関する取り組みを公開・共有します。
行 政	・対象を意識した情報収集及び効果的な情報発信に取り組みます。 ・環境学習の場を充実し、積極的に提供します。 ・教科、領域を通して行われる環境に関する教育に努めます。

2) 多様な主体との協働

環境に関する様々な課題を解決し、豊かな市民生活を支えるためには、一人ひとりが意識をもった行動に加え、市民や事業者、各種団体、教育機関、行政等の多様な主体が連携し、それぞれが情報共有を図り、施策を総合的かつ効果的に進めていく必要があります。本市においては、町会・町内会の美化活動や企業の森づくり活動をはじめ、市民団体が環境保全活動を意欲的に展開しています。また、知的財産が集積した北陸先端科学技術大学院大学や金沢大学と学官連携協定を締結しており、地域の様々な課題解決に向けた提案がなされています。

今後もこれら多様な主体の活動を支援しつつ、担い手の確保と育成を図るとともに、大学や突出した技術、実績を持つ事業者との連携を強化し、環境にやさしい地域社会の形成に向けた取り組みを推進します。



多様な主体との協働

①環境ボランティア団体の育成と環境活動の支援

②産学官金共同事業の推進

①環境ボランティア団体の育成と環境活動の支援

より地域に密着した取り組みの展開には、活動を支える担い手の確保と育成による組織の活性化が重要になります。

各主体の環境保全活動等を通じて、担い手の確保を促進するほか、環境ボランティア団体への技術的支援や財政的支援により、様々な経験や知識を有する担い手の育成を図ります。また、各主体間のネットワークを形成することで、活動の幅や活動の場が広がるなど、様々な相乗効果が期待できるため、各主体が集う交流機会の創出に取り組みます。

②産学官金共同事業の推進

全国的な社会情勢や地域特性を踏まえ、高度な知見や技術を要する取り組みを進めるためには、専門知識を有する事業者や高度教育機関、国、県、金融機関等と情報共有を図り、産学官金連携による取り組みを推進することが求められます。

国や県の事業メニュー等の情報収集及び発信のほか、石川県産業創出支援機構等と連携した情報発信に努めます。また、北陸先端科学技術大学院大学との学官連携協定の継続により、本市が取り組む環境施策に対する大学所有の知的財産の活用を図ります。

施策	
	主な取り組み内容
①環境ボランティア団体の育成と環境活動の支援	・環境ボランティア団体の活動支援 ・活動団体の研修会の実施 ・交流機会の創出による環境保全活動団体のネットワーク化
②産学官金共同事業の推進	・北陸先端科学技術大学院大学等との連携 ・専門知識を有する企業や環境保全意識の高い企業等との連携 ・石川県等との連携

第2次能美市環境基本計画

主体	取り組みイメージ
市 民	・環境保全団体や町会・町内会の活動に積極的に参加します。 ・環境保全団体に加入し、活動に協力します。 ・企業や大学、石川県、関係機関が主催する興味あるイベントに参加して関心を持ちます。
NPO・団体等	・担い手の確保や育成に取り組みます。 ・環境保全団体のネットワーク形成に向けた交流会に参加、協力します。
事業者	・市民や環境保全団体と協力し、環境活動へ参加、協力します。 ・大学や石川県、関係機関と連携してS o c i e t y 5.0に対応し、環境問題等の社会的課題に貢献する製品・サービスの研究開発、商品化に取り組みます。
行 政	・環境保全活動を支援します。 ・環境保全活動を推進する場や環境保全団体のネットワーク形成に向けた場を提供します。 ・大学や石川県、関係機関と連携して事業者を支援します。



- ・2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。(4.7)
- ・子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。(4.a)
- ・水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。(6.b)
- ・2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。(7.a)
- ・2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。(9.5)
- ・2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。(12.8)
- ・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。(13.3)
- ・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。(17.17)

() 内の数字はSDGsの169のターゲット番号を示しています



【SDGsと基本施策の対応】

基本方針・基本施策	2 飢餓 ゼロ	3 健康 と長寿 を達成	4 質の高い 教育を 実現	6 安全な 水と衛 生	7 再生可能 エネルギー	8 持続可能な 成長を 実現	11 持続可能な 都市と 地域	12 持続可能な 消費と 生産	13 気候変動 対策	14 持続可能な 海洋資源	15 持続可能な 陸上資源	17 パートナー シップ
基本方針1 海山川の自然の恵みを守り育むまち（自然環境）												
1) 生物多様性の確保	○			○			○		○	○	○	
2) 豊かな自然環境の有効活用							○		○		○	
3) 自然の恵みを活かした農林業の振興	○						○		○		○	
基本方針2 安全で快適に暮らせるまち（生活環境）												
1) 安全性の高い生活基盤の整備と快適な環境づくり				○			○		○	○		
2) 良好な大気・水質環境等の確保		○		○			○	○		○		
基本方針3 環境負荷を抑え、資源が循環するまち（循環型・低炭素社会）												
1) 資源の有効活用						○	○	○	○	○		
2) 地球温暖化対策の推進					○	○	○	○	○			
基本方針4 市民が、地域力を育むまち（教育、連携）												
1) 環境教育の推進			○						○			
2) 多様な主体との協働			○	○	○	○		○	○			○

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制

本計画における各種施策を推進するためには、市民や事業者、団体・NPO法人、大学、行政等がそれぞれの役割を認識し、主体的に取り組むことが重要になります。多様な主体と連携・協力し、情報共有を図りつつ、各種施策を推進します。

主体	役 割
市 民 事業者	・環境保全への意識向上 ・環境保全活動の重要性に対する理解 ・地域の美化活動や緑化活動、家庭内や事業所の省エネ活動等の活動への積極的な参画、協力
団体・ NPO法人	・環境保全活動の実施 ・市民への意識啓発及び活動の普及啓発 ・環境保全活動の担い手育成
大 学	・環境に関する最新技術情報等の提供 ・事業者に対する技術支援 ・本市の環境施策に対する助言
委員会	・施策や環境保全活動の進捗状況の検証 ・改善に向けた助言、提言
能美市	・国、県、近隣自治体や大学、団体等の関連機関と連携した施策の推進及び調整 ・環境保全活動への支援 ・担い手の確保、育成支援 ・環境保全意識を高める情報発信



2. 進行管理

施策や事業の進捗状況、目標の達成状況を定期的に把握し、PDCAサイクルによる進行管理を行い、より効果的な施策や事業の展開を図ります。

毎年、定期的に環境保全活動に携わる地域や団体等と意見交換を行い、活動の実施状況を把握し、適宜、改善を図ります。計画期間の中間年及び最終年には、施策の進捗状況や目標の達成状況等を把握し、評価、検証結果を踏まえ、計画や施策の見直しを行います。

【計画の進行管理イメージ】



參考資料

能美市環境基本計画策定委員名簿

委員区分		所属・役職	氏名
委員長	学識経験者	北陸先端科学技術大学院大学 教授	山本外茂男
副委員長	学識経験者	金沢星稜大学経済学部 教授	新 広昭
委員	行政	石川県南加賀保健福祉センター 生活環境課 技師	米田 拓馬 (平成 29 年度) 北川 翔梧 (平成 30 年度)
	町会	能美市町会連合会 副会長	吉田 良 (平成 29 年度) 東方俊一郎 (平成 30 年度)
	婦人団体	能美市婦人団体協議会 相談役	村上 洋子
	教育機関	能美市小中学校長会 会長	田島 幸夫 (平成 29 年度) 辻 和久 (平成 30 年度)
	商工会	能美市商工会 事務局長	中西 幸一
	農業団体	能美農業協同組合 営農推進課 課長	菅野 武
	市民団体	能美市民環境ネットワーク 会長	東 浩一
	市民団体	エコトライ寺井 代表	中川 美子
	市民団体	特定非営利活動法人 エコ未来塾 役員	田中 利明
	市民団体	護美ワーキンググループ 代表 (石川県地球温暖化防止活動推進員)	茂藤 貞子
	市民団体	能美の里山ファン倶楽部 会長	畑中 茂伸 (平成 29 年度) 大口 久司 (平成 30 年度)
	事業所	日本ガイシ株式会社 石川工場 環境経営統括部 サブマネージャー	野中 久義
	事業所	明和工業株式会社 代表取締役	北野 滋
事務局		能美市 市民生活部 部長 能美市 市民生活部 部長 能美市 市民生活部 生活環境課 課長 能美市 市民生活部 生活環境課 課長 能美市 市民生活部 生活環境課 課長補佐 能美市 市民生活部 生活環境課 主査	坂井 俊之 (平成 29 年度) 西村 泰知 (平成 30 年度) 米多 武照 (平成 29 年度) 中田 守重 (平成 30 年度) 古橋由里子 山口奈美路

第2次能美市環境基本計画

能美市環境基本計画策定幹事会名簿

部課（室）名		担当者氏名	備 考
企画振興部	地域振興課	亀田 好加	・公共交通への転換及び利用促進による環境保全 ・里山の保全、自然との共生
総務部	管財課	由田 和也（平成 29 年度） 北野 武晴（平成 30 年度）	・省エネルギー関係
産業建設部	農政課	今出 勝（平成 29 年度） 東 孝雄（平成 30 年度）	・里山の保全、自然との共生
	企業誘致推進室	川端 浩之	・環境に配慮した産業活動の推進
	土木課	林 みゆき	・緑化、修景・景観形成、河川等の環境保全
	建築住宅室	西藤 充生	・開発行為に係る環境配慮
	都市計画課	瀬川 範也	・開発行為に係る環境配慮
	上下水道建設課	北川 博行	・健全な水環境
教育委員会	学校教育課	佃 洋子	・環境教育、環境学習
	生涯学習課	柴田 和明	・環境教育、環境学習
—	能美市立博物館	広見 嘉朗	・希少動植物の保護
市民生活部	生活環境課	米多 武照（平成 29 年度） 中田 守重（平成 30 年度） 古橋由里子 山口奈美路	・大気環境、騒音・振動、リサイクル、廃棄物

計画の策定経過

日 時	内 容
2018 年 1 月 23 日	第 1 回能美市環境基本計画策定委員会 ・ 第 2 次能美市環境基本計画策定体制及びスケジュール ・ アンケート調査票（案）について
2018 年 1 月 31 日 ~ 2018 年 2 月 16 日	アンケート調査の実施 ・ 市民 ・ 事業者 ・ 中高生
2018 年 7 月 31 日	第 2 回能美市環境基本計画策定委員会 ・ 能美市の環境の現状について ・ アンケート調査結果（概要）について ・ 調査結果と社会情勢を踏まえた課題整理 ・ 将来像と基本方針案
2019 年 1 月 21 日	第 1 回能美市環境基本計画策定幹事会 ・ 第 2 次能美市環境基本計画素案について
2019 年 1 月 25 日	第 3 回能美市環境基本計画策定委員会 ・ 第 2 次能美市環境基本計画素案について
2019 年 2 月 14 日	第 2 回能美市環境基本計画策定幹事会 ・ 第 2 次能美市環境基本計画案について
2019 年 2 月 26 日	第 4 回能美市環境基本計画策定委員会 ・ 第 2 次能美市環境基本計画案について

第2次能美市環境基本計画

目標指標一覧

基本方針	指標	現状	目標 (2028 年)	備 考
基本方針 1 海山川の自然の 恵みを守り育むまち (自然環境)	①里山・自然環境の保 全と活用に対する 市民満足度	0.38 ポイント (2017 年)	0.52 ポイント	これまでの市民満足度調査結果 の傾向を考慮して目標を設定
	②環境保全型農業へ の取り組み面積 (累計)	46ha (2016 年)	58ha	総合計画に設定された指標であり、 総合計画の中間年と最終年の 増減傾向を考慮して目標を設定
基本方針 2 安全で快適に 暮らせるまち (生活環境)	①災害廃棄物処理計画	未策定	2021 年まで に策定	県の策定目標年次を踏まえ、目標 を設定
	②市内における大気・ 水質環境基準達成度	100% (2016 年)	100%	環境基準達成度 100%維持を目指す ■対象 大気：二酸化硫黄、二酸化窒素、 浮遊粒子状物質 水質：河川 BOD
基本方針 3 環境負荷を抑え、 資源が循環するまち (循環型・低炭素社会)	①1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	577.4 g (2017 年)	569.0 g	総合計画に設定された指標であり、 総合計画の中間年と最終年の 増減傾向を考慮して目標を設定 ■家庭ごみ排出量 美化センターごみ種別搬入量 (家庭系) 可燃・不燃・直接搬入 の合計
	②市全域の温室効果 ガス排出量	483 千 t-CO ₂ (2013 年)	372 千 t-CO ₂	わが国の温室効果ガス削減目標 を踏まえ、目標を設定 ■温室効果ガス削減目標 2030 年度の温室効果ガス排出量 を 2013 年度比 26%減 ※温室効果ガス排出量は環境省から の自治体排出量カルテに基づき計上 している。 ※算定方法の更新等により、現時点の 数値と進捗状況確認時等の数値に乖 離が生じた場合、最新の算定方法に基 づく温室効果ガス排出量により、評価 する。
基本方針 4 市民力、地域力を 育むまち (教育、連携)	①いしかわ学校版 環境 ISO 認定校	11 校 (全小中学校)	11 校	認定の更新に必要な審査を受け、 全小中学校の環境教育を継続的 に推進する ■認定の有効期間 認定後の有効期間は 3 年 更新後の有効期間は 5 年
	②大学との連携事業数 および連携地域数 (累計)	3 (2016 年)	39	総合計画に設定された指標であり、 総合計画の中間年と最終年の 増減傾向を考慮して目標を設定

SDGsのゴール・ターゲットとの関係



ゴール1

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
1.1 2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	—	—	—	—
1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	—	—	—	—
1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	—	—	—	—
1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	—	—	—	—
1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	—	—	—	—
1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	—	—	—	—
1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する	—	—	—	—



ゴール2

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
2.1 2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	○	-	-	-
2.2 5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	-	-	-	-
2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	○	-	-	-
2.4 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	○	-	-	-
2.5 2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	○	-	-	-
2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。	-	-	-	-
2.b ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	-	-	-	-
2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	-	-	-	-



ゴール3

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。	—	—	—	—
3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	—	—	—	—
3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	—	—	—	—
3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	—	—	—	—
3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	—	—	—	—
3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	—	—	—	—
3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする。	—	—	—	—
3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	—	—	—	—
3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	—	○	—	—
3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	—	—	—	—
3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	—	—	—	—
3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	—	—	—	—
3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	—	—	—	—

第2次能美市環境基本計画



ゴール4

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	-	-	-	-
4.2 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	-	-	-	-
4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	-	-	-	-
4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	-	-	-	-
4.5 2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	-	-	-	-
4.6 2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	-	-	-	-
4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	-	-	-	○
4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人が安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	-	-	-	○
4.b 2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	-	-	-	-
4.c 2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	-	-	-	-



ゴール5 ジェンダー平等を達成し、 全ての女性及び女児の能力強化を行う

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の 恵みを守り育む まち	安全で快適に暮 らせるまち	環境負荷を抑え 資源が循環する まち	市民力、地域力 を育むまち
5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	—	—	—	—
5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	—	—	—	—
5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	—	—	—	—
5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	—	—	—	—
5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	—	—	—	—
5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	—	—	—	—
5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	—	—	—	—
5.b 女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。	—	—	—	—
5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	—	—	—	—



ゴール6

全ての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の 恵みを守り育む まち	安全で快適に暮 らせるまち	環境負荷を抑え 資源が循環する まち	市民力、地域力 を育むまち
6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。	－	－	－	－
6.2 2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	－	○	－	－
6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	－	○	－	－
6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	－	○	－	－
6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	－	－	－	－
6.6 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	○	－	－	－
6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	－	－	－	－
6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	－	－	－	○



ゴール7

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	－	－	－	－
7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	－	－	－	－
7.3 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	－	－	○	－
7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	－	－	○	○
7.b 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	－	－	－	－



ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての 人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間 らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の 恵みを守り育む まち	安全で快適に暮 らせるまち	環境負荷を抑え 資源が循環する まち	市民力、地域力 を育むまち
8.1 各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	-	-	-	-
8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	-	-	-	-
8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	-	-	-	-
8.4 2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	-	-	-	-
8.5 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	-	-	-	-
8.6 2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	-	-	-	-
8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	-	-	-	-
8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	-	-	-	-
8.9 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	-	-	-	-
8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	-	-	-	-
8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	-	-	-	-
8.b 2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	-	-	-	-



ゴール9 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	—	—	—	—
9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	—	—	—	—
9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	—	—	—	—
9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	—	—	○	—
9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	—	—	—	○
9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。	—	—	—	—
9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	—	—	—	—
9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるように図る。	—	—	—	—



ゴール 10 各国内及び各国間の不平等を是正する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の 恵みを守り育む まち	安全で快適に暮 らせるまち	環境負荷を抑え 資源が循環する まち	市民力、地域力 を育むまち
10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	—	—	—	—
10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	—	—	—	—
10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	—	—	—	—
10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	—	—	—	—
10.5 世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	—	—	—	—
10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	—	—	—	—
10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	—	—	—	—
10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	—	—	—	—
10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	—	—	—	—
10.c 2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。	—	—	—	—



ゴール 11

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
11.1 2030 年までに、全ての人の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	-	-	-	-
11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全てのの人に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	-	-	○	-
11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	-	-	-	-
11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	○	-	-	-
11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	-	○	-	-
11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	-	○	-	-
11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	-	○	-	-
11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	○	○	-	-
11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	-	○	○	-
11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。	-	-	-	-



ゴール 12

持続可能な生産消費形態を確保する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。	—	—	—	—
12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	—	—	○	—
12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	—	—	○	—
12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	—	○	○	—
12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	—	—	○	—
12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	—	○	—	—
12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	—	—	—	—
12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	—	—	—	○
12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。	—	—	—	—
12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	—	—	—	—
12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	—	—	—	—



ゴール 13

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	○	○	○	—
13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	—	—	—	—
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	—	—	—	○
13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	—	—	—	—
13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	—	—	—	—

第2次能美市環境基本計画



ゴール 14

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、
持続可能な形で利用する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の 恵みを守り育む まち	安全で快適に暮 らせるまち	環境負荷を抑え 資源が循環する まち	市民力、地域力 を育むまち
14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	○	○	○	—
14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	○	—	○	—
14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	—	○	—	—
14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	—	—	—	—
14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。	—	—	—	—
14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	—	—	—	—
14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	—	—	—	—
14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。	—	—	—	—
14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。	—	—	—	—
14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。	—	—	—	—



ゴール 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	○	—	—	—
15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	○	—	—	—
15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	—	—	—	—
15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	○	—	—	—
15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	○	—	—	—
15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	—	—	—	—
15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	○	—	—	—
15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	○	—	—	—
15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	○	—	—	—
15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	—	—	—	—
15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	—	—	—	—
15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	—	—	—	—

第2次能美市環境基本計画



ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	－	－	－	－
16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	－	－	－	－
16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	－	－	－	－
16.4 2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	－	－	－	－
16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	－	－	－	－
16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	－	－	－	－
16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	－	－	－	－
16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。	－	－	－	－
16.9 2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	－	－	－	－
16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	－	－	－	－
16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	－	－	－	－
16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	－	－	－	－



ゴール 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の恵みを守り育むまち	安全で快適に暮らせるまち	環境負荷を抑え資源が循環するまち	市民力、地域力を育むまち
資金/Finance				
17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	—	—	—	—
17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15~0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	—	—	—	—
17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	—	—	—	—
17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	—	—	—	—
17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	—	—	—	—
技術/Technology				
17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	—	—	—	—
17.7 開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	—	—	—	—
17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。	—	—	—	—
能力構築/Capacity-building				
17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をのぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	—	—	—	—
貿易/Trade				
17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	—	—	—	—

第2次能美市環境基本計画

○：関連指標

ターゲット	海山川の自然の 恵みを守り育む まち	安全で快適に暮 らせるまち	環境負荷を抑え 資源が循環する まち	市民力、地域力 を育むまち
17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後開発途上国のシェアを倍増させる。	—	—	—	—
17.12 後開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	—	—	—	—
体制面/Systemic issues 政策・制度的整合性/Policy and institutional coherence 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	—	—	—	—
17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	—	—	—	—
17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	—	—	—	—
マルチステークホルダー・パートナーシップ/ Multi-stakeholder partnerships 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	—	—	—	—
17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	—	—	—	○
データ、モニタリング、説明責任/ Data, monitoring and accountability 17.18 2020 年までに、後開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	—	—	—	—
17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	—	—	—	—

第1次計画における施策の取り組み状況

方針1. 豊かな自然を守り育みましょう
(里海や里山、里地などの豊かな自然環境と良好な景観を守り育みます)

1-1 豊かな生態系の保全

施策	主な取り組み (○：実施、△：一部実施、×：未実施)	
①生物生息調査の実施と希少生物の保護	○	・希少野生動植物の生息調査 ・特定外来種の防除活動、野生動物の保護活動
②ホタル、トミヨなど生態系の保全と回復	○	・トミヨの生息保護調査、生息環境の保全 ・ホタル、ルリイトトンボ等の生息地の周知
③里山の自然環境の保全	○	・野生鳥獣の防除・捕獲対策 (蜂の巣駆除・鳥獣被害等の相談) ・病虫害対策
④海岸部の生態系の保全	○	・静砂垣や防風垣の整備、クロマツの苗木植樹 ・クリーンビーチいしかわ

1-2 水環境の保全と有効活用

施策	主な取り組み (○：実施、△：一部実施、×：未実施)	
①河川の有効活用	○	・河川の維持管理 (草花の植え付け、除草、清掃、パトロール等) ・トミヨ観察会の実施
②用水の有効活用	○	・用水の維持・管理 (宮竹用水) ・用水保全活動 (清掃ボランティア、用水探検、ウォークラリー等)
③海岸保全と災害防止対策の推進	○	・保安林の安全管理 (植林・保育、松くい虫防除) ・海岸パトロールの実施 (海岸の漂着物注意喚起)
④地下水の保全と活用	○	・地下水の調査 ・能美市地下水及び砂利採取の規制に関する条例の運用
⑤地域と連携した下水道の接続促進	○	・下水道への接続呼びかけ

第2次能美市環境基本計画

1-3 美しい景観の形成

施策	主な取り組み（○：実施、△：一部実施、×：未実施）	
①まちなみ環境整備等の促進	○	・ まちづくりルールの導入支援 ・ 美化活動に対する支援 （能美市住環境美化推進補助金交付要綱）
②まちなか緑地の保全	○	・ 公園緑地の整備（都市公園4箇所整備） ・ 緑化募金の実施
③優良農地の保全と農村景観の整備	○	・ 日本型直接支払制度の活用（多面的機能支払、中山間地域等支払、環境保全型農業直接支払）
④歴史的・文化的景観の保全	○	・ 能美古墳群の保全（国史跡指定（H25.10）、能美古墳群整備事業の実施等） ・ 根上松の保全再生活動
⑤まちなみ顕彰制度の検討	○	・ 優れた景観形成に携わった個人や団体の顕彰制度の導入の検討

方針2. 循環型社会の構築を目指しましょう

（循環型社会を築くため、市民生活の中でできることを積極的に実践します）

2-1 資源の有効活用

施策	主な取り組み（○：実施、△：一部実施、×：未実施）	
①3R運動の推進	○	・ エコのみポイントの実施 ・ 3Rの普及啓発（根上くるくる工房等の周知）
②ごみの分別と減量化	○	・ ごみ収集日表示アプリ導入 ・ ごみ収集カレンダー等の発信
③生ごみの堆肥化促進	○	・ 家庭から出る生ゴミの堆肥化活動 ・ 給食残渣を活用した作物作り
④リサイクルプラザの建設	○	・ 「エコステーションのみ」開所 （リサイクルセンター、リユースショップの開設）

2-2 地球温暖化の防止

施策	主な取り組み（○：実施、△：一部実施、×：未実施）	
①省エネルギーの促進	○	・ 省エネ住宅等の情報発信・認定 ・ いしかわ版環境ISOの普及啓発 ・ 街灯のLED化に向けた支援
②新エネルギーの促進	○	・ 能美市自然エネルギー設備設置補助 （太陽光、小型風力発電システム）
③グリーン購入の促進	△	・ グリーン購入の実施（市）
④自動車交通対策の推進	○	・ のみバスの利便性向上 （のみバス運行時間・ルート変更等） ・ エコドライブ優良表彰
⑤能美市エコオフィス計画の推進 （庁内計画）	○	・ 庁内の省エネ活動、新エネルギーの導入等

方針3. 環境に配慮した地域振興を図りましょう
(きれいな空気や大切な水を守るため、環境に配慮した地域振興を図り、環境負荷を軽減します)

3-1 環境に配慮した農林業の振興

施策	主な取り組み (○：実施、△：一部実施、×：未実施)	
①環境に配慮した農業生産の促進	○	・耕作放棄地の再生 (耕作放棄地における山菜づくり、自然栽培実証園の拡大等) ・環境保全型農業の推進 (エコ農業者認定及びエコ農産物マーク使用許可申請書作成指導、相談)
②総合的な間伐対策の推進と地域産材の利用促進	○	・公共建築物・公共土木工事等の木材利用を推進 ・石川県産材を使用した住宅・店舗に対する助成制度の周知・普及
③食育と地産地消の促進	○	・農業体験×食育×子育て支援 (のみにこ) ・地産地消の普及 ・特産品開発・周知
④里山体験交流活動の推進	○	・里山保全活動、各種プログラムの作成の支援 (里山自然学校) ・里山の森づくり、まちむら交流、人材育成の支援 (能美の里山ファン倶楽部)

3-2 公害の防止・発生抑制

施策	主な取り組み (○：実施、△：一部実施、×：未実施)	
①環境指定地域 (騒音・振動・悪臭) の見直し	○	・騒音や振動、悪臭等に対する情報発信、相談 (PM2.5 注意喚起)
②各種環境調査の実施	○	・環境大気調査 ・公共用水域及び地下水の水質測定 ・地下水保全対策調査
③環境に配慮した事業活動と環境教育の促進	○	・いしかわ版環境 ISO 及びエコアクション 21 等の普及啓発 ・環境に配慮した事業活動の推進 (能美市中小企業・小規模事業者振興基本条例の制定)
④不法投棄および違法焼却 (野焼き) 防止対策の強化	○	・不法投棄・違法焼却 (野焼き) 禁止の広報 ・不法投棄の巡回監視
⑤新幹線開通による影響調査の実施	○	・新幹線開通による影響調査の実施要望 (環境省から国土交通省に意見提出実施 (H24))

第2次能美市環境基本計画

方針4. 地域環境力を向上させましょう

(市民・事業者・教育研究機関・行政が一体となって、取り組みを展開します)

4-1 環境美化活動の展開

施策	主な取り組み (○：実施、△：一部実施、×：未実施)	
①河川愛護活動の促進	○	・河川の維持管理 (草花の植え付け、除草、清掃、パトロール等)
②市民総参加による地域美化活動の推進	○	・グリーンデーの開催、参加促進 ・クリーンビーチいしかわ
③住民参画による公園・緑地の適正な維持管理の推進	○	・公園の維持管理に対する支援 (能美市都市公園等維持管理補助等)

4-2 環境教育の推進

施策	主な取り組み (○：実施、△：一部実施、×：未実施)	
①家庭・学校での省エネ実践の支援	○	・エコのみポイントの実施 ・いしかわ版環境 ISO の普及啓発
②小学校・中学校における環境教育の推進	○	・体験型環境教育の推進 (花の栽培、除草、空き缶回収、清掃活動等)
③市民環境講座の開催と充実	○	・市民環境講座や出前講座等の実施

4-3 市民と産学官の連携・協働

施策	主な取り組み (○：実施、△：一部実施、×：未実施)	
①環境ボランティア団体の育成と環境活動の支援	○	・環境ネットワーク事業の推進
②地球温暖化防止協議会の設立	○	・総合的な地球温暖化防止対策の推進 (情報提供、普及啓発)
③産学官共同研究への支援	○	・北陸先端科学技術大学院大学との連携

用語解説

あ行

アイドリングストップ

アイドリングストップとは停車時や信号待ち等の自動車が走っていない時にエンジンを止めて、無駄に燃料を消費しないこと。

エコアクション 21

エコアクション 21 認証・登録制度は、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のこと。ISO は世界認証であるのに対して本認証は日本国内にのみ適用される。

エコドライブ

アイドリングストップや急発進しないふんわりアクセル等の「環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用」をする取り組み。

オゾン層

オゾン層とは地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のことである。オゾン層は、地上から約 10～50km ほどの成層圏に多く存在し、特に地上 20～25km の高さで最も密度が高くなる。

温室効果ガス

二酸化炭素などの気体が、地表面から放出される赤外線を吸収し、吸収された熱の一部を再び地表面に向けて放出することにより、地表面と下層大気が温められることを温室効果といい、温室効果を有する気体を温室効果ガスという。

か行

クールシェア・ウォームシェア

複数のエアコン使用を控え、なるべく 1 部屋に集まって涼を共有するなど、一人あたりのエネルギー使用量を抑制する取り組み。

クールチョイス

2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのこと。

クールビズ・ウォームビズ

地球温暖化対策の一環として、冷房時の室温 28℃、暖房時の室温 20℃を目安に快適に過ごすライフスタイルのこと。

グリーン購入

製品やサービスを購入する前に必要性を熟考し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することである。消費者の観点でグリーン購入といい、生産者の観点ではグリーン調達という。

5 R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リペア (Repair)、リサイクル (Recycle)、リフューズ (Refuse) の略称で、発生抑制、再使用、修理、再利用、拒否のこと。従来の 3 Rに加えて、「壊れてしまったものを修理して使用する」「不要なものを断る」視点を含んでいる。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

里地

平野部にある都市や集落、田園のほか、ここを流れる河川のこと。

里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

3 R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の略称で、発生抑制、再使用、再利用のこと。

持続可能な開発のための教育 (ESD)

持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development) は、地球規模の課題に対して、一人ひとりが自分にできることを考え、実践し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2016年から2030年までの国際目標のこと。誰一人として取り残されることのない持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

省エネルギー

日常生活の中で使用しているエネルギーのムダを無くし、上手に使うこと。

生産年齢人口

15歳～64歳までの人口のこと。

生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の3,000万種ともいわれる多様な生きものは一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きており、生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとされている。

専業農家

全収入を農業収入のみに頼っており、世帯員中に農業以外に就業している兼業従事者のいない農家のこと。

た行

第1次産業

第1次産業には、自然界に働きかけて直接に富を取得する産業が分類される。一般的には農業、林業、漁業、鉱業がこれに該当する。水産加工のように天然資源を元に加工して食品を製造する業種は製造業に分類され、第1次産業には含まれない。

第1種兼業農家

農業以外の仕事（会社勤めなど）で収入を得ている農家のうち、農業での収入が、全収入の50%以上の農家で、世帯員中に1人以上の兼業従事者がいる農家のこと。

ダイオキシン

ダイオキシンとは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称であり、IARC（国際がん研究機関）により「人に対する発がん性がある」と評価されている。

第2次能美市環境基本計画

第3次産業

第3次産業には、第1次産業にも第2次産業にも分類されない産業が分類される。一般的には小売業やサービス業などの無形財がこれに該当する。

第2次産業

第2次産業には、第1次産業が採取・生産した原材料を加工して富を作り出す産業が分類される。一般的には製造業、建設業、電気・ガス業が該当する。

第2種兼業農家

農業以外の仕事（会社勤めなど）で収入を得ている農家のうち、農業での収入が、全収入の50%以下の農家で、世帯員中に1人以上の兼業従事者がいる農家のこと。

地理的表示（GI）保護制度

各地の生産方法や気候などの特性によって高品質を保つ製品の名称（地理的表示）を、知的財産として保護する制度。

トミヨ

いしかわレッドデータブックの絶滅危惧Ⅰ類の淡水魚。県内では手取川扇状地と志賀町の湧水帯にしか生息が確認されていない。

な行

生ごみの堆肥化

野菜くずや茶がら等の生ごみを微生物の働きによって堆肥（コンポスト）化し土に還元すること。

二酸化硫黄（ SO_2 ）

ぜん息などの原因物質として知られ、化学式は SO_2 。硫黄酸化物（ SO_x ）とは、二酸化硫黄のほか、三酸化硫黄等を含む総称であり、硫黄分を含む燃料等を燃焼させることにより生じる。大気中では、ほとんどが二酸化硫黄として存在する。

二酸化窒素（ NO_2 ）

高濃度になるとぜん息に似た症状の発症に関連があるといわれ、化学式 NO_2 。窒素酸化物（ NO_x ）とは、二酸化窒素のほか一酸化窒素（ NO ）等を含む総称であり、窒素分を含む燃料等の燃焼のほか燃焼時に空気中の窒素が酸化されることにより生ずる。生成時点では NO である場合が多い。一般的に濃度が高い地区では自動車からの負荷が多い。

年少人口

0歳～14歳までの人口のこと。

は行

バイオマス

「バイオ (bio=生物、生物資源)」と「マス (mass=量)」からなる言葉生態学で、特定の時点においてある空間に存在する生物の量を、物質の量として表現したもの。日本語では生物体量、生物量の語が用いられる。植物生態学などの場合には現存量 (Standing crop) の語が使われることも多い。転じて生物由来の資源を指すこともある。バイオマスを用いた燃料は、バイオ燃料 (biofuel) またはエコ燃料 (ecofuel) と呼ばれている。

標本調査

調査を計画する場合、まずどのようなことを知りたいかを明確にし、調査対象の集団と調査の項目を明らかにした後、実際の調査にあたって対象の全てを調査するか、対象の一部を抽出調査するかを考える。前者を悉皆調査または全数調査といい、後者を標本調査という。

フードドライブ

食品を収集する方法の一つで、集め方も食品関連企業からではなく、一般家庭から集める活動をいう。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミス等の理由で、流通に出すことができない食品を企業等が寄贈し、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動をいう。

フードマイレージ

「食料の (=food) 輸送距離 (=mileage)」という意味。輸入相手国別の食料輸入量重量×輸出国までの輸送距離 (トン・キロメートル) をあらわす。食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。

浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粉じんのうち粒径 10 ミクロン以下のもの。工場・事業場及び自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子等自然に由来するものが含まれる。

ら行

ライフスタイル

生活様式のこと。また、人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生き方をいう。

ライフステージ

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等の年齢段階や新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期等の家族構成で分けられる。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物について記載したデータブックのこと。1966年にIUCN（国際自然保護連合）が中心となって作成されたものに始まり、現在は各国や団体等によってもこれに準じるものが多数作成されている。日本で単に「レッドデータブック」と言うときは、環境省によるもの、あるいはIUCNによるものを指すことが多い。

老年人口

65歳以上の人口のこと。

英語表記

BOD

生物化学的酸素要求量（BOD：biochemical oxygen demand）のこと。水中の汚濁物質（有機物）が微生物によって分解され、無機化、ガス化するときに必要なとされる酸素量をもって表し、環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

COP21

国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議の略称で、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくための国際的な議論の場を指す。COP21では主に2020年以降の温暖化対策について議論され、世界全体の削減目標の設定のみならず、途上国及び新興国ともに温暖化対策への自主的な取り組みが求められることになったパリ協定が採択されている。

HEMS

ホーム・エネルギー・マネジメントシステム（HEMS：Home Energy Management System）の略称。エネルギーの見える化だけでなく、家電、電気設備を最適に制御するための管理システムをいう。

ISO14001

国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格（IS）の総称。組織（企業、各種団体など）の活動・製品及びサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に改善していくPDCAサイクルを構築することが要求されている。この中で、有害な環境影響（環境への負荷）の低減及び有益な環境影響の増大、組織の経営改善、環境経営が期待される。

NPO

「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、広義では非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。最狭義では、特定非営利活動促進法（1998年3月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指す。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS：Social Networking Service）の略称で、ソーシャル（社会的な）ネットワーキング（繋がり）を提供するサービスを指す。インターネットを介して人間関係を構築できるWEBサービスであり、特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴。

Society 5.0

「狩猟社会」「農耕社会」「工業社会」「情報社会」に続く、人類史上5番目の新しい社会をいう。第4次産業革命によって、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす社会。

ZEH

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH：Net Zero Energy House）の略称で、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」をいう。

第 2 次能美市環境基本計画

2019 年 3 月

発行 能美市

編集 能美市 市民生活部 生活環境課
〒923-1297 能美市来丸町 1110 番地
電話 (0761) 58-2217
FAX (0761) 58-2292
E-mail kankyo@city.nomi.lg.jp



市民が躍動し、次代へ継承する
環境にやさしい能き美しき都市

～世界にアピールする能美市の優れた環境～